

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 年次報告書 平成 27 年度版

(平成 26 年度に実施した取り組みの報告)



平成 28 年 3 月
茅ヶ崎市

表紙:茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」のホーム画面

市では、市民及び事業者の皆様と市が連携して地球温暖化対策に取り組むための情報共有、交流の場として地球温暖化に関する情報を集めたポータルサイト「ちがさきエコネット」を平成 27 年 4 月より開設いたしました。
詳しくは本書 2 ページをご覧ください。

はじめに

地球温暖化に起因する気候変動による被害は着実に世界中で広がっており、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、感染症の拡大、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されています。

こうした中、昨年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)では京都議定書に代わる温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組みとしてパリ協定が採択されました。協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して 2 度未満に抑えることが全体目標として掲げられ、目標達成のために各国が温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その達成に向けて国内対策をとっていくことが義務付けられました。

これを受けて日本政府は今後、昨年 7 月に決定した日本の約束草案(2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する目標)達成に向けた国内対策を加速させるとしており、その中でも、一般家庭や中小事業者への効果的な対策が極めて重要であるとしています。

本市におきましても、地球温暖化の問題に対応するため、平成 25 年 3 月に「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成 32(2020)年度における市域の温室効果ガス排出量を平成 2(1990)年度と比較して 20%削減することを目標として設定し、市民、事業者の皆様と市が連携、協働して取り組む施策を定め、進めております。

本書は、平成 26 年度に実施した各施策の取り組み状況をまとめ、専門的な見地からのご意見を伺うため、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会に諮問し、答申として集約していただいたご意見をお示ししております。答申は温暖化対策推進協議会委員の皆様にご負担をおかけしながら、短時間に審議を重ねて取りまとめていただいたものであり、いただいた内容は真摯に受け止め、今後の施策展開に反映させてまいります。

今後も、地球温暖化による気候変動を最小限に抑え、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくため、計画に基づいた地球温暖化対策を推進してまいりますので、市民、事業者の皆様におかれましては、一層のご理解、ご協力をいただき、日常生活や事業活動において、できることから地球温暖化対策の具体的な取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

平成 28 年 3 月

茅ヶ崎市長 服部 信明

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画について

平成 20 年 6 月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）により、これまで一事業者として地球温暖化防止に向けて実行してきた地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する内容に区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画の策定が義務づけられました。

これを受けて茅ヶ崎市では、それまでに実行してきた「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画」、「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」それぞれの目標達成に向けた施策・対策の進捗状況を踏まえた上で、これらの計画を統合することにより、本市が取り組む地球温暖化対策を網羅的かつ体系的に整理し、市域の温室効果ガスを削減する総合的かつ計画的な施策を実行していくことを目的として、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（以下、実行計画）」を平成 25 年 3 月に策定いたしました。

この計画は茅ヶ崎市全体としての温暖化対策をまとめた「茅ヶ崎市全体の取り組み（以下、区域施策編）」と一事業者としての取り組みをまとめた「茅ヶ崎市行政の取り組み（以下、事務事業編）」の大きく分けて 2 部構成になっています。



本書について

本書は実行計画に基づき実施した、本市の地球温暖化対策に関する施策の取り組み状況をまとめた報告書です。毎年の温室効果ガス排出量を算出、分析し、各施策の実施状況を評価することで、実行計画の適正な進行管理を行い、実行計画に掲げた温室効果ガス削減目標を達成することを目的としています。

本書は実行計画に合わせ区域施策編と事務事業編の 2 部構成とし、区域施策編では、茅ヶ崎市域における温室効果ガス削減目標の達成に向けた進捗状況や、3 つのテーマに沿った優先的に取り組む施策の実施状況及び担当課による実績評価、今後の方向性等について、事務事業編では一事業者としての茅ヶ崎市における温室効果ガス削減目標の達成に向けた進捗状況や、各施策の取り組みについて市が取りまとめた後、専門的な見地からのご意見を伺うべく、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会に諮問を行い、度重なるご検討のうえ、答申としての評価をまとめていただき、作成いたしました。

なお、本書において、温室効果ガス排出量を算定するために必要な各種統計数値の公表時期の関係から、温室効果ガス排出量について、区域施策編では平成 25 年度の速報値を、事務事業編では平成 26 年度の確定値を報告しています。

目 次

1 平成 27 年度の重点施策	2
2 茅ヶ崎市全体の取り組み（区域施策編）	
(1) 温室効果ガスの削減目標	4
(2) 温室効果ガス排出の状況	4
茅ヶ崎市の温室効果ガス排出の状況に対する協議会指摘事項	6
(3) 施策体系図	8
(4) 優先的に取り組む施策の進捗評価について	10
【優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】	
Ⅰ－1 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信	12
Ⅰ－2 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握	14
Ⅰ－3 省エネルギー表彰制度の導入	16
優先的に取り組む施策Ⅰに対する協議会指摘事項	17
【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】	
Ⅱ－1 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信	18
Ⅱ－2 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握	20
Ⅱ－3 エコ事業者認定制度の導入検討	22
優先的に取り組む施策Ⅱに対する協議会指摘事項	24
【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう地域で取り組む地球温暖化対策】	
Ⅲ－1 住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー 自家発電設備の設置	25
Ⅲ－2 電気自動車の導入推進	28
Ⅲ－3 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり	30
優先的に取り組む施策Ⅲに対する協議会指摘事項	32
(5) その他施策の実施状況について	33
その他施策の実施状況について全般に対する協議会指摘事項	40
3 茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）	
(1) 温室効果ガスの削減目標	42
(2) 温室効果ガス排出の状況	42
(3) 取り組み体系図	44
(4) 各取り組みの実施状況について	45
茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）全般に対する協議会指摘事項	47
4 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会答申	49

1 平成 27 年度の重点施策

茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」

平成 27 年 4 月からスタートした「ちがさきエコネット」は、市民や事業者の皆様と市が一体となって、より一層地球温暖化対策を推進することを目的としたポータルサイトです。市からの一方的な情報提供だけでなく、市民や事業者の皆様が行っている省エネ活動などを紹介及びそれらの情報を相互に共有、交流ができるのが特徴です。

エコネットの主なコンテンツは以下の 4 つであり、うち「環境家計簿」「エコひろば」は会員のみが利用できる機能となっています。

(1)環境家計簿

会員が電気、ガス、水道などの毎月の使用量や金額を入力するとグラフが作成されます。これにより毎月のエネルギー使用量や利用料金の確認や、前年度の使用状況との比較が容易にできるため、省エネの目標が立てやすくなります。

(2)エコひろば

会員が省エネの取り組みを投稿したり、他の会員が投稿した省エネの取り組みを閲覧することで、相互に情報やりとりができる掲示板です。

(3)フォトライブラリー

環境に関するイベント等の記事を写真付きで掲載しています。

(4)エコライフチェック

家庭で行っている省エネの取り組みを画面でチェックすると、どの程度省エネが達成できているかを 3 段階で表示します。

26 年度は、この事業を 27 年 4 から運用開始するためのサイトの構築を協働推進事業として行いました。詳しい内容は本書 12 ページをご覧ください。

エコライフチェック

あなたの家庭のエコライフ度をチェックしてみましょう。自信を持ってできている場合は「できている」を、結構やっているといる場合は「ほぼできている」を、自信のない場合は「あまりできていない」、その器具を使っていない場合は「つかっていない」を選んでください。チェック漏れがないようにして下さい。

機器	取り組み内容	取り組み状況	年間削減効果		
			エネルギー量	CO2 (Kg)	金額 (円)
エアコン	冷房28℃、暖房20℃を目安に設定する。 冷房は設定温度を27℃から28℃にし、暖房は設定温度を21℃～20℃にした場合(1日9時間使用)	☒ できている ☐ ほぼできている ☐ あまりできていない ☐ つかっていない	電気 83.32kwh	29.2	1,640
石油ファンヒーター	室温は20℃を目安にする。 設定温度を21℃から20℃にした場合(1日9時間使用)	☒ できている ☐ ほぼできている ☐ あまりできていない ☐ つかっていない	灯油 10.22ℓ	25.4	820

←ちがさきエコネットの
エコライフチェック

ちがさきエコネット
QRコード↓



ちがさきエコネットは楽しみながら省エネに取り組めるサイトです。また、スマートフォンやタブレット端末からもアクセスできます。

ぜひ一度「ちがさきエコネット」をご覧ください。 <https://chigasaki-econet.jp/>

茅ヶ崎市全体の取り組み（区域施策編）



2 茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)

(1) 温室効果ガスの削減目標

■ 計画期間及び削減目標

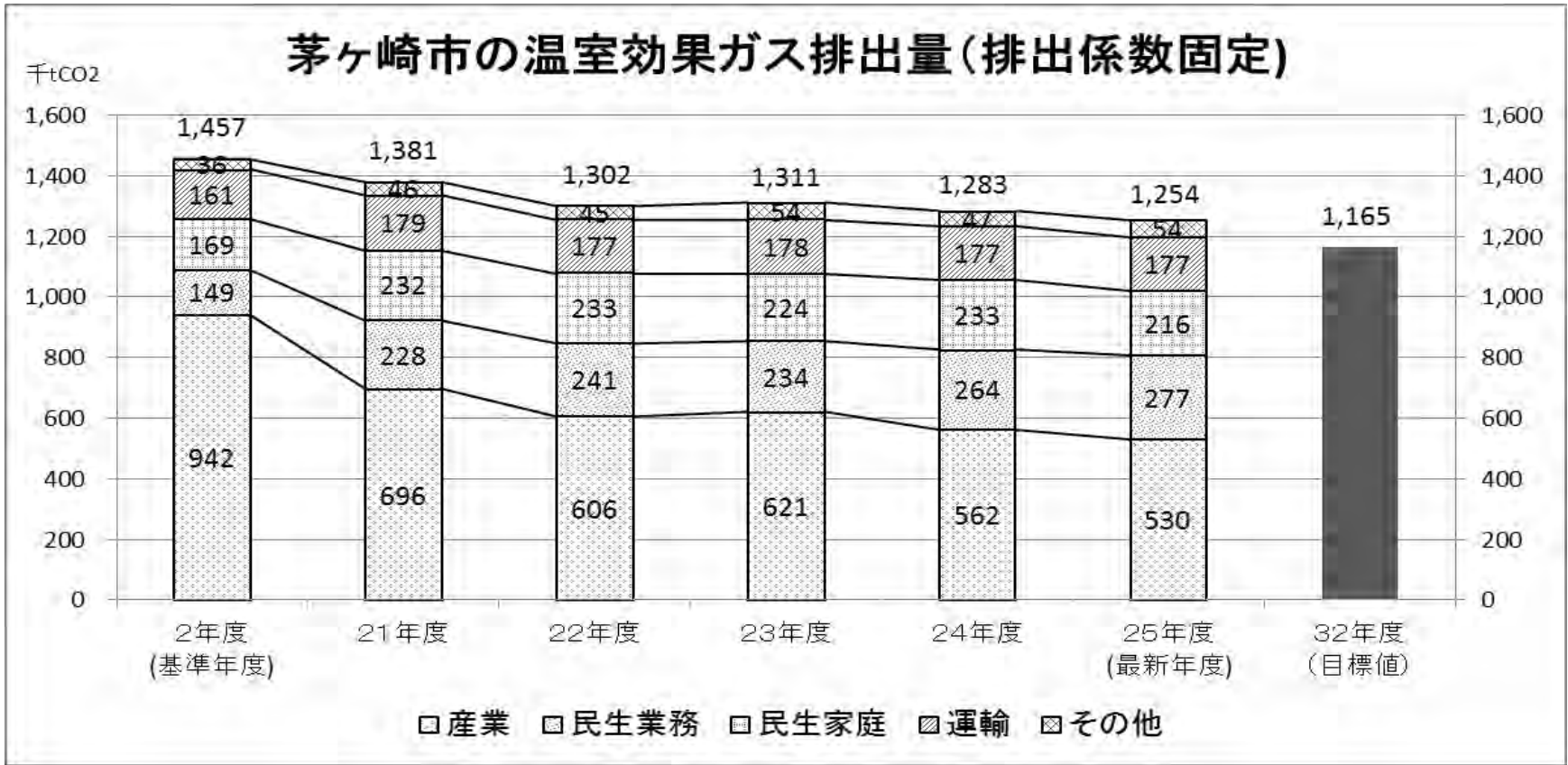
茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編)の計画期間は、平成25年度から平成32年度までの8年間とします。

基準年度	目標年度	温室効果ガス削減目標
平成2年度 (1990年度)	平成32年度 (2020年度)	平成2年度(1990年度)比 20%削減
削減対象とする温室効果ガス		二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O) ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)

(2) 温室効果ガス排出状況

温室効果ガス排出の状況(排出係数固定版)							単位: 千tCO2	
部門	2年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (最新年度)	基準年度比	32年度 (目標値)
産業	942	696	606	621	562	530	-44%	-
民生業務	149	228	241	234	264	277	86%	-
民生家庭	169	232	233	224	233	216	28%	-
運輸	161	179	177	178	177	177	10%	-
その他	36	46	45	54	47	54	50%	-
合計	1,456	1,382	1,302	1,311	1,283	1,254	-14%	1,165
※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。								
※24・25年度(最新年度)の値は速報値です。								
※排出係数は21年度以降は実排出係数0.384kg-CO2を使用し算定								

温室効果ガス排出状況(排出係数固定版)



温室効果ガス別排出量						単位: 千tCO2
温室効果ガス種別	2年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (最新年度)
二酸化炭素(CO2)	1428	1348	1274	1279	1250	1211
メタン(CH4)	6	4	3	3	3	3
一酸化二窒素(N2O)	10	9	2	2	2	2
その他代替 フロン等3ガス	12	21	23	26	28	38
合計	1456	1382	1302	1311	1283	1254

※メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、その他代替フロン等3ガスの排出量は、二酸化炭素排出量に換算しています。

■ 25年度の排出状況の特徴

・市域の温室効果ガスの総排出量は、基準年度比で14%の削減、24年度度比では2%の削減となりました。

・部門別で見ると、産業部門では、基準年度比で44%の削減、24年度度比では5%の削減。

民生業務部門では、基準年度比で86%の増加、24年度度比では4%の増加。

民生家庭部門では、基準年度比で28%の増加、24年度度比では7%の削減。

運輸部門では、基準年度比で10%の増加、24年度度比では増減はありませんでした。

・以上の結果から全体としては基準年度比、24年度比とも削減となりましたが、部門別で見ると基準年度との比較では産業部門のみ削減、その他の部門では全て増加という結果となり、特に民生業務部門の増加率が大きくなっています。

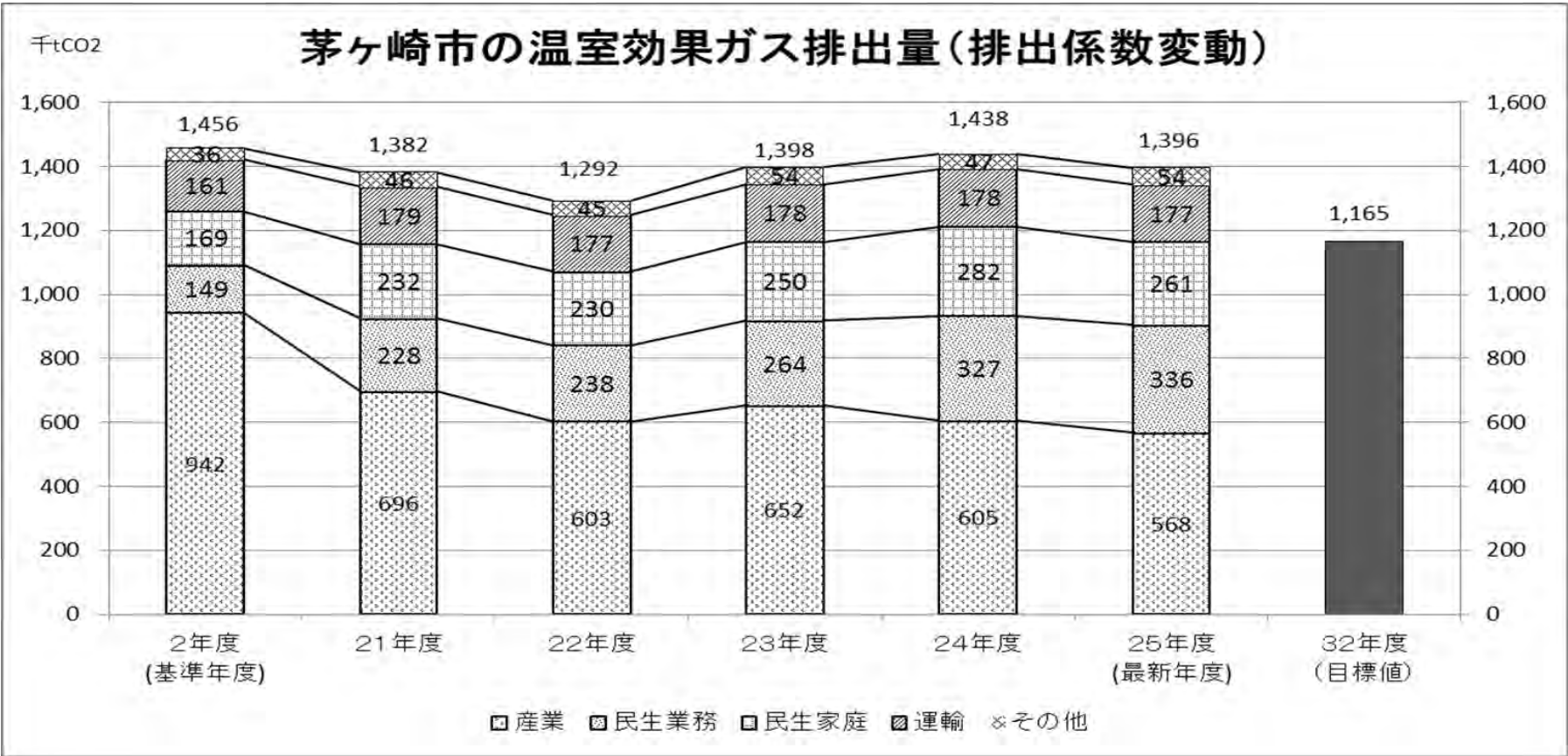
・排出量算定の基データの一つである「都道府県別エネルギー消費統計」によると、民生業務部門では電力の使用量が基準年度と比べると大幅に増加しています。また、前年度比の推移でも東日本大震災以降電力使用量は増加傾向にあり、節電の取り組みのより一層の強化が望まれます。

・また、民生家庭部門における電力使用量は基準年度と比べると大幅に増加しているものの、前年度比の推移では東日本震災以降毎年減少しており、家庭における節電の意識は定着してきていると言えます。引き続き家庭での節電が望まれます。

【参考】温室効果ガス排出状況（排出係数変動版）

排出量の集計に利用する温室効果ガスの排出係数は毎年変動するため、係数をそのまま引用すると、省エネ行動の効果などエネルギー消費の観点から見た排出量の増減の把握が困難となるため、本計画では削減目標に対する評価については計画策定時から継続引用した排出係数に基づいて行うこととしておりますが、参考として変動する排出係数を引用した場合の推計値を以下に記載します。

温室効果ガス排出の状況（排出係数変動版）							単位：千tCO2	
部門	2年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (最新年度)	基準年度比	32年度 (目標値)
産業	942	696	603	652	605	568	-40%	-
民生業務	149	228	238	264	327	336	125%	-
民生家庭	169	232	230	250	282	261	54%	-
運輸	161	179	177	178	178	177	10%	-
その他	36	46	45	54	47	54	50%	-
合計	1,456	1,382	1,292	1,398	1,438	1,396	-4%	1,165
※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。								
※24・25年度(最新年度)の値は速報値です。								
※排出係数は電気事業者別のCO2排出係数(2013年度実績)の東京電力実排出係数等を使用し算定								



■茅ヶ崎市の温室効果ガス排出の状況に対する協議会指摘事項

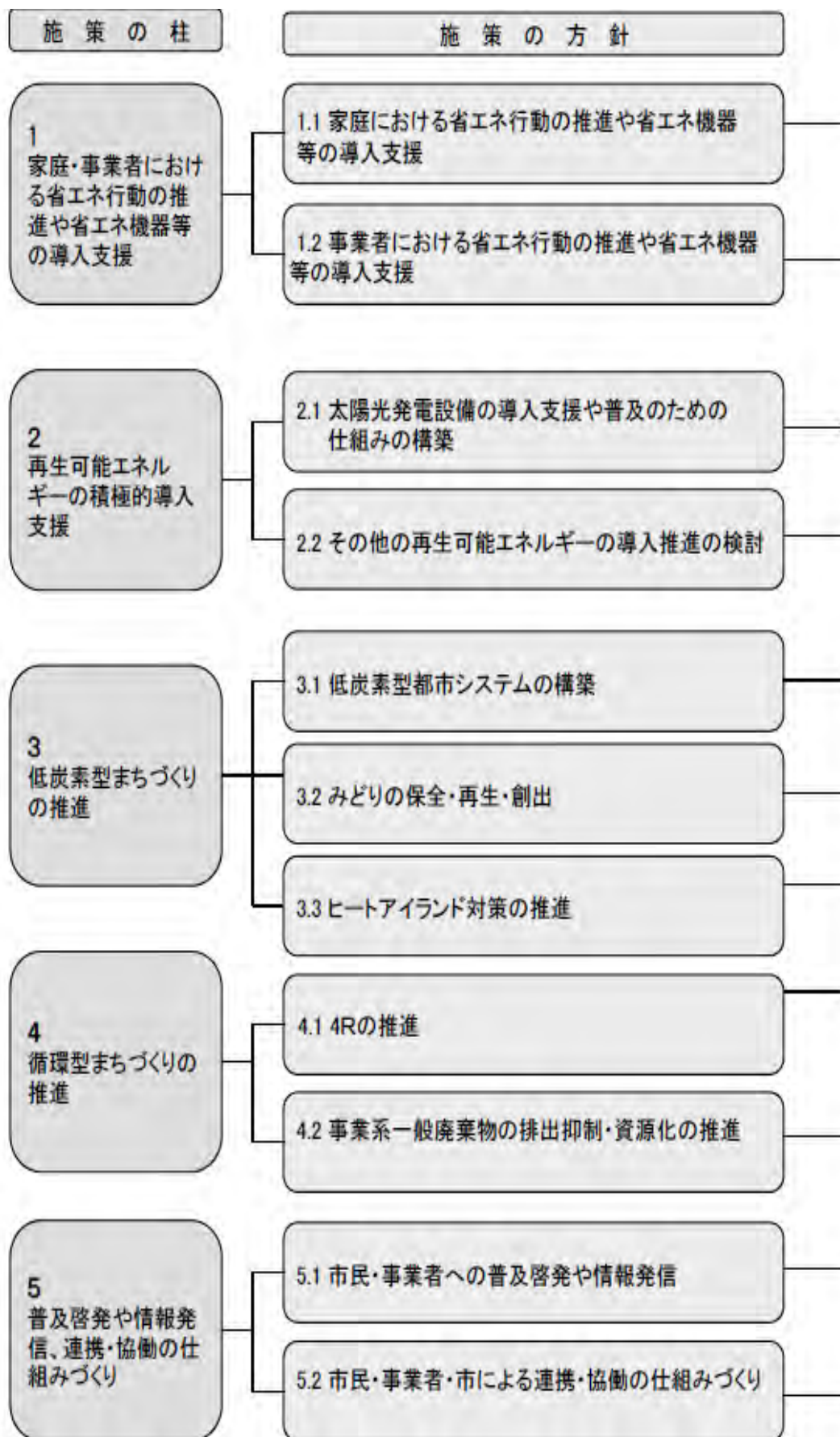
(1)26年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項とそれに対する市の対応状況

26年度の指摘事項	それに対する市の対応状況
平成24年度のデータ公表、特に、実数に基づく実態に近い排出状況が分かる点はとても良いと考えられる。また、事務局の当初の予想に近い実態になっていることもうかがえることから、計画策定時の将来見通しが合っていたこと、施策展開に意味があることも分かる。 しかし、結果の表示に留まるのではなく、増減要因を示し、各部門への望まれる対策などの記載があるとよい。 特に、民生家庭・民生業務部門への働きかけについては、市民が読んでも分かるデータを記載し、地球温暖化の危機感を訴えていくべきであろう。それとともに、普及啓発だけで成果を得るには限界があるため、市民レベルでの排出削減を促す制度(たとえば、経済的なインセンティブに代表される仕組み)が必要である。	・温室効果ガス排出量の増減要因については、排出量算定の基データから読み取れる内容を記載するとともに、基準年度比で増加率の大きい民生業務部門、民生家庭部門へ望まれる対策についても可能な限り記載いたしました。 ・市では引き続き「ちがさきエコネット」等を通じ事業者、市民の皆様へ地球温暖化の現状や事業活動及び家庭でできる省エネの情報を提供していくことで、温室効果ガス排出削減に取り組んでいただくよう働きかけるとともに、市民レベルでの排出削減を促す制度として表彰制度の実施方法について引き続き検討してまいります。

(2)27年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項

報告書において、市域の排出量データの公表と、そのわかりやすい表示という配慮は、大切なことである。こうした資料により、市民、事業者等に対して、重要な温暖化防止のアピールにつながるものと考えられる。今後も、データの公表を継続すべきである。 そして、排出ガスの削減をさらに進めるべく、具体的な対策・施策につながるよう、担当課によるデータ分析を徹底してもらいたい。 今後は、部門別の排出状況にあわせた部門別の対応とその条件設定が不可欠となるであろう。したがって、データ把握から対策へという仕組みを、早急に構築すべきではないだろうか。

(3)施策体系図



施 策 の 分 類

- ①省エネエコライフの促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの選択促進
- ③省エネルギー機器の利用・導入促進
- ④省エネリフォームの促進

- ①事業活動での環境配慮の促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの提供促進
- ③省エネルギー機器の導入促進
- ④環境に配慮した農業・漁業の促進
- ⑤建築物・設備の省エネ性能の改善促進

- ①太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援
- ②太陽光発電設備の普及のための仕組みの構築

- ①その他の再生可能エネルギーの導入推進の検討

- ①エネルギーの面的利用の推進
- ②市民・利用者に使いやすい交通システムの推進
- ③自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の低減
- ④自転車の利用促進
- ⑤エコカーの導入促進

- ①みどりの保全
- ②みどりの再生・創出

- ①ヒートアイランド対策の推進

- ①リフューズ(要らないものを買わない・断る)の推進
- ②リデュース(ごみの排出を抑制する)の推進
- ③リユース(繰り返し使う)の推進
- ④リサイクル(資源として再生利用する)の推進
- ⑤ごみの減量や分別に関する情報提供

- ①事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

- ①省エネルギー・地球温暖化防止に関する普及啓発システムの構築・利用
- ②省エネルギー・地球温暖化防止に関する継続的な実態調査の実施
- ③環境に関するイベント・講座の実施
- ④環境教育の実施

- ①市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

※数字は施策の方針を、○数字は施策の分類を表しています

優先的に取り組む施策

I : 取り組んでみよう！
ちがさき省エネライフ

- I-1
日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- I-2
日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- I-3
省エネルギー表彰制度の導入

II : 進めよう！
事業活動における地球温暖化対策

- II-1
事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- II-2
事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- II-3
エコ事業者認定制度の導入検討

III : 協力しよう！
地域で取り組む地球温暖化対策

- III-1
住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置
- III-2
電気自動車の導入推進
- III-3
地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組み作り

(4) 優先的に取り組む施策の進捗評価について

優先的に取り組む施策とは

地球温暖化対策に関する施策は分野也多岐にわたり、多種多様で数も多いことから、全ての施策を同時に実施していくことは困難です。そこで実行計画では、着実に削減目標の達成を目指すため、施策の中から「優先的に取り組む施策」を選定し、推進することとしています。

また、「優先的に取り組む施策」をより効果的に進めるため、他の施策と組み合わせた形で3つのテーマに分類し、各テーマに設けた施策の柱ごとに施策の進捗管理指標や目標及び実施スケジュールを示しています。

優先的に取り組む施策の3つのテーマ及び施策の柱

優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

施策の柱Ⅰ－1：日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

施策の柱Ⅰ－2：日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

施策の柱Ⅰ－3：省エネルギー表彰制度の導入

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

施策の柱Ⅱ－1：事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

施策の柱Ⅱ－2：事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

施策の柱Ⅱ－3：エコ事業者認定制度の導入検討

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

施策の柱Ⅲ－1：住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置

施策の柱Ⅲ－2：電気自動車の導入推進

施策の柱Ⅲ－3：地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

評価方法について

本書では、削減目標達成に向けた施策の進行管理を着実にを行うため、優先的に取り組む施策について評価しています。

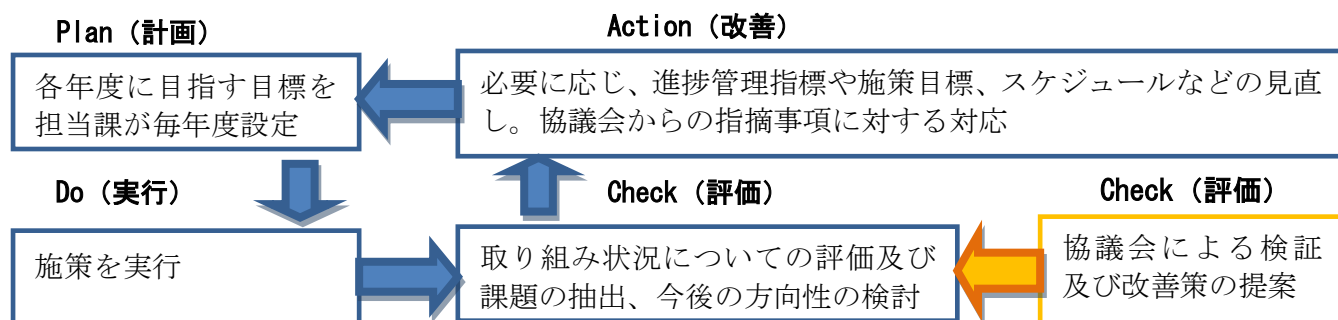
評価方法は、まず優先的に取り組む施策のテーマに設けられた施策の柱ごとに各担当課が施策の取り組み状況の評価及び課題の抽出を行い、今後の方向性の検討を行っています。

そして、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会では、担当課が行った施策の実施状況やその評価、今後の方向性に対して専門的な見地から検証し、優先的に取り組む施策のテーマごとに施策をさらに進めるための提案や課題の改善策などについてコメントしています。

担当課では、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会のコメントを踏まえ次年度以降の目標を定めます。また、必要に応じて進捗管理指標や施策目標の見直しを行います。

このような Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）のPDCAサイクルの手法を繰り返すことによって、施策の進捗状況を管理し、継続的に改善していきます。

【評価方法のイメージ】



凡例

優先的に取り組む施策 I : ○○○○○○●

優先的に取り組む施策のテーマ

I-1: △△△△△△

施策の柱

施策の概要(どのようなことに取り組む施策か)を記載しています。

■ 施策の概要

施策ごとの目標年度までの進捗管理指標・目標・実施スケジュールを記載しています。

■ 目標年度までの実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32

平成25年度までの主な取り組みと課題を記載しています。

■ 25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	
課題	

それぞれの具体的施策について、平成26年度の目標及び取り組み内容を記載しています。

■ 平成26年度の取り組み状況

具体的施策		担当課
26年度の目標		
取り組み内容		

「A～E」および「-」(評価不能)の6段階で評価しています。

■ 成果・課題と評価

成果	評価
課題	

実施した取り組みの成果や予定以上に実施できた取り組みなどを記載しています。

実施できていない取り組みや改善を要する取り組みについて理由や内容などを記載しています。

成果や課題から導いた今後の方向性を平成27年度中の取り組み及び中期的な方向性に分けて記載しています。

■ 今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	
28年度以降の方向性	

各施策のテーマごとに26年度に温暖化対策推進協議会からいただいた指摘事項とそれに対する市の対応状況を記載しています。

■ 優先的に取り組む施策 I に対する協議会指摘事項

(1) 26年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項とそれに対する市の対応状況

26年度の指摘事項	それに対する市の対応状況
1)	1)
2)	2)

各施策のテーマごとに27年度に担当課が行った評価に対する温暖化対策推進協議会の指摘事項を記載しています。

(2) 27年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項

--

優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

Ⅰ－1:日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

■施策の概要

- ・市民の皆様が地球温暖化対策に自主的に取り組めるよう、市はご家庭で取り組める省エネ対策例や実際にご家庭で取り組んだ場合の効果を公表したり、講座やイベントを開催します。
- ・地球温暖化対策に関する情報をまとめたポータルサイト「ちがさきエコネット」を作成し、情報を発信するとともに、「ちがさきエコファミリー」登録者による情報提供ページの作成を検討します。

■目標年度までの実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32
「ちがさきエコネット」の導入	「ちがさきエコネット」の構築・運用開始	運用開始(27年度)							
「ちがさきエコファミリー制度」の導入	「ちがさきエコファミリー制度」の構築・運用開始	運用開始(27年度)							

■25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	・「ちがさきエコネット」の設計・構築を「NPO法人湘南ふじさわシニアネット」との協働推進事業として実施しました。 ・「ちがさきエコネット」の主要コンテンツ及び「ちがさきエコファミリー制度」の設計を行いました。
課題	・コンテンツの詳細について(「環境家計簿」の見やすさや、コミュニケーションにおけるセキュリティ対策など)設計していく必要があります。 ・「ちがさきエコネット」を立ち上げた後の運用体制を検討し、必要な予算措置をとる必要があります。

■26年度の取り組み状況

具体的施策	「ちがさきエコネット」の導入	担当課	環境政策課
26年度の目標	27年度からの運用開始に向けたコンテンツ・システムの構築		
取り組み内容	・協働推進事業の相手方であるNPO法人湘南ふじさわシニアネットとの18回の協議や温暖化対策推進協議会との4回の協議を重ね、25年度に設計したコンテンツについての詳細を決定し、27年4月からの運用開始に向けた準備を完了しました。 ・メインコンテンツである「環境家計簿」(※1)については特に、温暖化対策推進協議会、湘南ふじさわシニアネットとの協議や他自治体の事例を参考に利用が見やすく使いやすいをコンセプトに構築しました。 ・毎年3月に実施している市民2000人、事業者1000を対象とした「地球温暖化防止に関する意識調査」に「ちがさきエコネット」周知のためのチラシを同封するほか、27年4月1日号の広報紙の原稿を作成するなど、サイト周知の準備も年度内に実施することができました。 ・27年度のサイト立ち上げ後の運用体制の構築に向け、湘南ふじさわシニアネットとの「ちがさきエコネット運用管理業務委託契約」を締結する準備を進めました。		

具体的施策	「ちがさきエコファミリー制度」の導入	担当課	環境政策課
26年度の目標	27年度からの運用開始に向けた「ちがさきエコファミリー制度」の構築		
取り組み内容	・エコファミリーに登録するための「エコファミリー宣言」について、温暖化対策推進協議会との協議を経て、「エアコンの温度設定を夏28℃、冬20℃にします」など7項目について、「既に実施している」や「実施予定」などをチェックする方式としました。 ・「エコファミリー」の登録情報は個人情報であるため、必要最低限の項目に絞りました。また、市の附属機関である「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会」の審査を受けるなど、個人情報の取り扱いに関して必要な手続きを行いました。		

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・目標どおり27年4月のサイト運用開始に向けたポータルサイトの構築及びサイト周知のための準備を完了することができました。	B
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
・「ちがさきエコネット」をより効果的に運用するため、あらゆる手法でサイトを周知し、多くの「エコファミリー」登録者を得ていくための普及活動が必要になります。 ・「ちがさきエコネット」運用開始後の運用改善について検討していく必要があります。	

■今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	・27年4月より「ちがさきエコネット」及び「ちがさきエコファミリー制度」の運用を開始しています。
28年度以降の方向性	・エコファミリーへのインセンティブの仕組みを取り入れ、参加への動機付けを図っていく必要があります。 ・掲載データやコンテンツの更新等を行うことでサイトの充実を図り、情報の鮮度を保ち魅力あるサイトとして継続していく必要があります。

※1 環境家計簿

「ちがさきエコネット」のメインコンテンツの一つ。

エコファミリーが電気、ガス、水道などの毎月の使用量や金額を入力するとグラフが作成される。これにより毎月のエネルギー使用量や利用金額の確認や、前年度の使用状況との比較が容易にできるため、省エネの目標が立てやすくなる。

環境家計簿

使用量入力

エコ太郎さんの世帯における使用量および金額を入力してください。
入力後、下の「保存する」ボタンを押してください。

	前年	2015年	翌年
	前月	2月	翌月
項目	使用量	使用料金	CO2排出量
電気 (必須)	438 kWh	13170 円	164.25 kgCO2
ガス (必須)			
都市ガス	10.1 m3	7950 円	30.3 kgCO2
LPガス			
水道 (必須)	11.5 m3	2338 円	4.14 kgCO2
灯油			
自動車 (ガソリン)			
太陽光発電			
エネファーム発電			
二酸化炭素排出量合計			198.69 kgCO2
			クリア 保存する

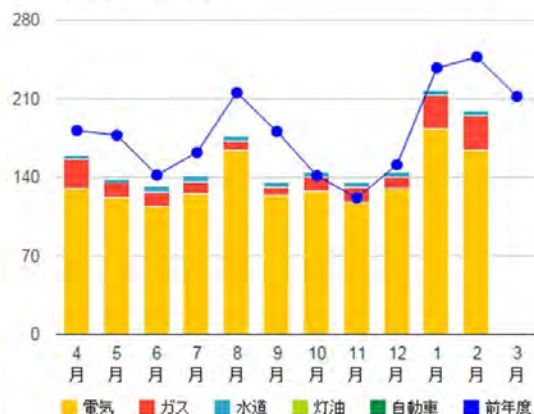
CO2 排出量

● CO2排出量 [kgCO2] ● 使用料金 [円]
☒ 電気 ☒ ガス ☒ 水道 ☒ 灯油 ☒ 自動車

グラフは、4月から翌年3月までの年度の期間で表示しています。
 2014年4月からの使用料金: 204,873円 (2013年度同期間より14,123円減)

毎月の変化 前年度同月との比較 前年度平均との比較

2014年度 CO2排出量



優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

Ⅰ－2:日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

■施策の概要

- ・市民の皆様の意識や行動の変化を把握し、施策を検討するため、意識調査を行いその調査結果を公表します。
- ・「ちがさきエコファミリー」登録者を対象とした減CO₂コンテストなどの実績データをホームページ等で公表します。
- ・省エネナビやエコワット(※2)などの活用により、家庭での電気などのエネルギー使用量の見える化を図ります。

■目標年度までの実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査	省エネルギー・地球温暖化防止への取り組みを「実践している」と回答した割合	100% (32年度)	意識調査の実施・分析・公表						
省エネナビやエコワットの貸出しによる省エネ活動促進	年度当たり貸出し延べ回数	延べ120回 (32年度)	省エネナビやエコワットの貸出及び実績分析						
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	「ちがさきエコファミリー」登録世帯1人当りのエネルギー使用量を、登録年度に比べて削減できた世帯数の割合	80%以上	実績把握の仕組みの検討	ちがさきエコファミリー登録者のエネルギー使用量の把握・分析・公表					

■25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を無作為抽出した2,000人の市民に対し実施し、結果を市ホームページにおいて公表しています。21年度からこれまでの回答数及び「省エネの取り組みを実践している」と回答された方の推移は15ページのグラフ(※1)の通りです。 ・省エネナビ、エコワットの延べ貸出し件数が延べ102回になりました。
課題	・意識調査の回答率を維持しながら、省エネルギーの取り組み方法を周知していく必要があります。 ・省エネナビ、エコワットの貸し出しを引き続き推進していく必要があります。

■26年度の取り組み状況

具体的施策	省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査	担当課	環境政策課
26年度の目標	意識調査の実施、結果の分析・公表		
取り組み内容	・意識調査を回答しやすくするため、設問数を21問から11問に絞り、調査の簡素化を図りました。 ・引き続き無作為に抽出した市民2,000人に対し、意識調査を実施し695件の回答をいただきました。(回答率34.7%)うち、省エネの取り組みを「実践している」と回答された方は352人(50.6%)でした。(※1) ・意識調査の結果を市ホームページに公表しました。		
具体的施策	省エネナビやエコワットの貸出しによる省エネ活動促進	担当課	環境政策課
26年度の目標	省エネナビ、エコワットの貸出及び実施分析		
取り組み内容	・省エネナビ、エコワットの延べ貸出し件数が延べ129回となり、目標を達成しました。		

具体的施策	省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	担当課	環境政策課
26年度の目標	実施把握の仕組みの検討		
取り組み内容	・ちがさきエコネットにおいて、進捗管理指標である「ちがさきエコファミリー」登録世帯1人当たりのエネルギー使用量を、登録年度に比べて削減できた世帯数の割合を把握するための仕組みを構築しました。		

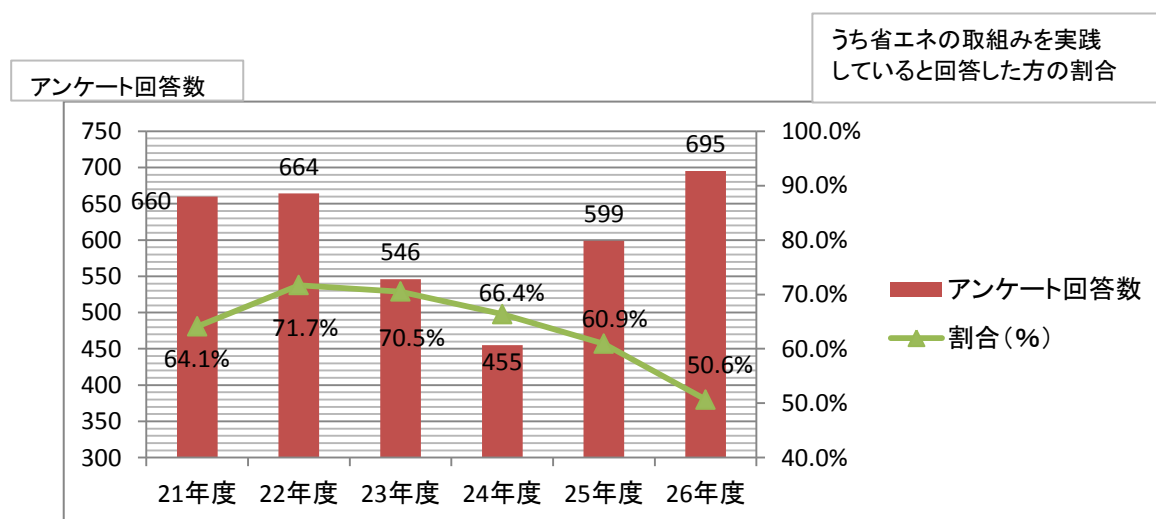
■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」について、設問数を絞り調査の簡素化を図ったことで、回答率が25年度の29.9%から34.8%へ上昇し、平成21年度以降では最高の回答率となりました。	C
課題	
・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」の回答率は向上しましたが、一方で「省エネを実践している」と回答した割合は50.6%と平成21年度以降では最低となりました。省エネに取り組めなかった理由のうち最も多かった回答は「省エネを実行してもその効果が分からない」であり、次いで「省エネの実行にはコストがかかる」「省エネの方法が分からない」でした。この結果を踏まえ、省エネナビ・エコワットの使用、及びちがさきエコネットの「環境家計簿」利用による「エネルギーの見える化」や、こまめな消灯やエアコンの設定温度の適正化などの「コストのかからない省エネの方法」をエコネット等で周知していく必要があります。	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能

■今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	・意識調査の結果から窺える「省エネ効果の見える化」や、「省エネの方法の周知」への対策として、ちがさきエコネットの「環境家計簿」及び「省エネコンテスト」を運用しています。
28年度以降の方向性	・ちがさきエコネットへの参加者を増やし、多くの方に上記取り組みに参加していただくことで、省エネを実践するご家庭の割合の増加を目指します。

※1 意識調査の回答数と「省エネを実践している」と回答した方の割合(年度別)



※2 省エネナビ・エコワットについて

省エネナビとは:家庭全体の電気使用量、電気料金、二酸化炭素排出量を表示する機器。

エコワットとは:家電製品につなぐだけで、家電製品の電気使用量、電気料金、二酸化炭素排出量を表示できる機器。



【省エネナビ】



【エコワット】

優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

Ⅰ－3:省エネルギー表彰制度の導入

■施策の概要

・家庭での地球温暖化対策を促進するため、「ちがさきエコネット」参加者の中から特に優れた取り組みを行って
いる市民及び事業者等に対する表彰制度を導入します。

■目標年度までの実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32
省エネルギー表彰制度の導入	制度運用開始時期	運用開始(27年度)	制度の構築	省エネルギー表彰制度の運用・改善					

■25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会と協議し、「ちがさきエコネット」のエコファミリー表彰制度の概要設計を行いました。
課題	・エコ事業者表彰制度の設計を行う必要があります。 ・エコファミリー表彰対象者へ副賞を進呈するなどのインセンティブを検討し、表彰制度参加への動機付けを図る必要があります。

■26年度の取り組み状況

具体的施策	省エネルギー表彰制度の導入	担当課	環境政策課
26年度の目標	省エネルギー表彰制度の構築		
取り組み内容	・「ちがさきエコネット」のコンテンツである「環境家計簿」に入力されたエネルギー使用量のデータを基に、CO ₂ 排出量が最も少なかった世帯及び事業者を表彰対象として抽出することを温暖化対策推進協議会に提案し、制度の骨子案をまとめることができました。		

■成果・課題と評価

成果	・表彰制度の概要を決定し、「エコファミリー」及び「エコ事業者」それぞれの省エネ表彰の説明ページに掲載することができました。	担当課による評価
課題	・具体的な抽出条件、表彰件数、審査の有無、審査基準などの詳細について検討する必要があります。 ・「エコファミリー」、「エコ事業者」とも、できるだけ簡素な応募要領で、ユニークで他の家庭や事業者へ広がっていくような取り組みを拾い上げることができ、家庭や事業者が積極的に省エネルギーに取り組む動機付けが図れるような制度を構築する必要があります。	D A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:評価不能

■今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	・エコファミリーを対象とした表彰制度「冬の省エネコンテスト」を実施しています。
28年度以降の方向性	・CO ₂ 排出量の削減という結果のみにとらわれず、「いかに省エネの取り組みを市民や事業者の皆様実践していただけるか」という点に重きを置いた制度の構築を検討していく必要があります。

優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

■優先的に取り組む施策Ⅰに対する協議会指摘事項

(1)26年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項とそれに対する市の対応状況

26年度の指摘事項	それに対する市の対応状況
1) 優先施策Ⅰは、情報提供と情報収集に関する事項ゆえ、その継続と見直しを慎重に進めていくべきである。本協議会としては、このテーマについて行政との綿密な協議と計画の進捗や評価に対する議論を続けていくことを考えており、優先施策Ⅰについては施策ごとの目標年次での着実な実行を強く期待する。	1) このテーマについては、施策ごとの目標年次での着実な実行を目指し、引き続き温暖化対策推進協議会との議論を続けてまいります。
2) 温室効果ガス削減効果の発信や、市民への情報提供は分かりやすさに重点を置くべきである。ちがさきエコネットは、運用開始を目指すだけでなく、市民や事業者の方にいかに有益な情報を発信し、活用していただくか、また、いかに広め、どのように継続発展させていくかという観点に重点を置くべきである。エコネットを使いやすく提供するため、コンテンツの充実を目指して設計し、参加しやすい仕組みにして欲しい。	2) 「ちがさきエコネット」の構築にあたっては、実際に利用していただく市民や事業者の方々の目線を取り入れるため、豊富な経験を持つスタッフの方々が多数、NPO法人湘南ふじさわシニアネットとの協働推進事業としてサイトの構築を進め、情報の発信方法や、使いやすいコンテンツの設計を目指しました。
3) 意識調査は、市民から具体的な省エネ行動の実施内容と結果を報告してもらうよう求めるべきである。調査の実施方法、調査内容及び結果の公開の仕方について、当協議会で検討する必要がある。	3) 意識調査の結果から、東日本大震災以降の家庭での省エネへの意識が薄くなっていることが窺えます。省エネに取り組むことができない理由の主なものとしては、「省エネを実行してもその効果が分からない」、「省エネの実行にはコストがかかる」、「省エネの方法が分からない」などがあり、「エネルギー使用量の見える化」や「コストのかからない省エネの方法」を周知していく必要があると考えます。
4) エコ事業者表彰については、多くの事業者に応募いただくため、応募要領は簡素化した方がよい。また、事業者毎の取組み状況に差があることから、表彰事業者を公表することにおいて配慮が必要である。また、エコファミリー表彰についても、住まい方の違いや変化によってもエネルギー使用量は大きく変わるため、比較方法の検討が必要である。	4) エコ事業者表彰については、応募要領、公表の方法等の詳細について検討することができませんでした。また、エコファミリー表彰についても年度の途中で世帯構成やライフスタイルが変わった場合のエネルギー使用量の変化をどう捉えるかなどの詳細について検討することができませんでした。以上の結果から表彰制度について温暖化対策推進協議会との議論等により、詳細を詰めていく必要があります。
5) 優先施策Ⅰは「成果」、「課題」について、アンケートの回答結果から窺える省エネ意識度や実践率に対しての評価、課題を分析し取り組みを検討して欲しい。 市民と温暖化を防ぐ「茅ヶ崎のまちづくり」につながるよう身近な目的を示し、まちぐるみで取り組むことを提案する。	5) 実行計画に掲げた市内における温室効果ガス削減目標の達成に向けては、家庭における地球温暖化対策が不可欠であるため、ちがさきエコネットで温暖化を防ぐ「茅ヶ崎のまちづくり」につながるよう身近な目的をお示し、まちぐるみで地球温暖化対策に取り組んでいただけるよう、提供する情報及びコンテンツの充実を図ってまいります。

(2)27年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項

エコネットの構築が、協議会の審議に基づいて設計され、市、認定NPO法人湘南ふじさわシニアネットとの協働でできあがった点は評価に値する。今後もエコネットによる周知活動を徹底し、情報を継続的に発信して、市民のエコ・ネットワーク化を進めるべきであろう。 あわせて、エコネット構築の目的でもある情報開示の確実性、その前提となる適切な情報や市民意見の収集を大いに期待する。 「エコファミリー」の登録促進は改善の余地が大きい。参加者となる市民に対して、普及活動を徹底し、登録意欲を促進するインセンティブの設定や、ロコミ実績につながる対策を実施すべきだと考えられる。 こうした検討は協議会も望んでおり、担当課との継続した話し合いを希望する。

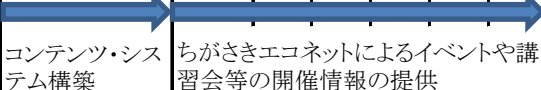
優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

Ⅱ－１：事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

■施策の概要

・「ちがさきエコネット」において、事業者向けのページを作成し、事業活動において温室効果ガス削減効果が高かった省エネ対策事例を紹介します。また、事業者が集まるイベントや講習会の開催等の情報提供を行うことにより、事業者間の情報交換を促進します。

■目標年度までの実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32
ちがさきエコネットの活用による情報提供	ちがさきエコネットによるイベントや講習会等の開催情報の提供	情報提供開始(27年度)							

■25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	・「ちがさきエコネット」内に市及び国・神奈川県が実施する事業者向けの事業やイベント、講習会等を掲載できるように制度設計を行いました。また写真を使って市を始めとした環境に関するイベントや活動を紹介するコンテンツ「フォトライブラリー」を検討しました。 ・エコネット登録者に対し、イベント情報等をメールにて紹介する機能を検討しました。
課題	・国や県が行う事業者を対象とした温暖化対策の取り組み(イベントや講習会、補助金など)の情報を収集していく必要があります。

■26年度の取り組み状況

具体的施策	ちがさきエコネットの活用による情報提供	担当課	環境政策課
26年度の目標	27年度からの運用開始に向けたコンテンツ・システムの構築		
取り組み結果	・「ちがさきエコネット」の「市の取組・関連情報」画面(※1)において、市及び国、県の情報を掲載することとした。 ・トップページに写真を使って市を始めとした環境に関するイベントや活動を紹介するコンテンツ「フォトライブラリー」を設けました。 ・エコネットの登録者に対し、イベント情報等をメールで送付できる機能を設けました。 ・エコネットに登録している市民、事業者間で省エネ対策に関する情報等を交換することができるようコンテンツ「エコひろば(※2)」を設けました。		

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・市及び国、県の情報の掲載や、写真を使って視覚的にイベント等情報をお知らせする「フォトライブラリー」、エコネットの参加者同士で省エネ等に関する情報を自由に交換することができる「エコひろば」等、市から事業者へ、事業者同士で、事業者と市民の間での情報のやりとりの仕組みを「ちがさきエコネット」内に構築することができました。	B
課題 ・エコネット内の事業者会員のページ「事業者の皆さまへ」の情報提供や事業者間での情報交換を効果的に行うために、エコネットへの参加事業者を増やす必要があります。 ・情報提供の仕組みの構築は目標どおりできたため、今後の取り組み内容について検討していく必要があります。	

■今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	・「ちがさきエコネット」のおしらせに一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ支援サービス」の情報を掲載するなど、国や県で実施している事業者に対する講習会、イベント、補助金等の情報を「ちがさきエコネット」において提供しています。
28年度以降の方向性	・「ちがさきエコネット」の利用をきっかけとして、多く事業者の皆様積極的に地球温暖化対策に取り組んでいただけるよう、必要に応じコンテンツの変更を検討します。

※1 エコネットの市の取り組み・関連情報画面

The screenshot shows the 'ちがさきエコネット' (Chigasaki EcoNet) portal. The header includes a navigation bar with links like 'HOME', '家庭の皆さまへ', '事業者の皆さまへ', etc. The main content area is titled '市の取組・関連情報' (Municipal Activities and Related Information). It is divided into three columns: '茅ヶ崎市の取組' (Municipal Activities), '茅ヶ崎市の情報' (Municipal Information), and '県の情報' (Prefectural Information). The '茅ヶ崎市の取組' column lists various initiatives like '茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画' and '茅ヶ崎市環境基本計画'. The '茅ヶ崎市の情報' column lists 'ちがさき環境フェア' and '「紙リサイクルBOX」を無料で配布中'. The '県の情報' column lists '神奈川県ホームページ' and 'かながわエコBOX'.

※2 エコネットのエコひろば画面

The screenshot shows the 'エコひろば' (EcoHiroba) page. It features several sections: '最新の投稿' (Latest Posts) with a post about '緑のカーテン' (Green Curtain); 'あなたのエコライフ' (Your EcoLife) with a post about '煮物を美味しく！' (Cooking deliciously!); and 'エコひろば' (EcoHiroba) with a post about '「エコひろば」は、エコファミリー、エコ事業者の皆さまが日頃から取り組まれている省エネに関する行動やアイデアなどを自由に投稿していただき、他のエコファミリー、エコ事業者の皆さまと情報を交換したり、共有していただくことで、省エネの輪を広げていくことを目的として開設しています。'. There are also sections for 'あなたのエコライフ' and '緑のカーテン' with links to '投稿' (Post).

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

Ⅱ－2：事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

■施策の概要

・事業者に対し、定期的な意識調査を行うとともに、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の現状を把握し、その分析結果を公表します。

■目標年度までの実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32
事業者の地球温暖化対策取り組み状況の把握	事業活動のエネルギー使用量削減事業者数の割合(エコ事業者認定時比)	80%以上(32年度)	意識調査、結果の分析・公表						

■25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を無作為抽出した事業者1,000社に対し実施し、結果を市ホームページにおいて公表しています。21年度からこれまでの回答数及び「省エネの取組みを実践している」と回答された方の推移は21ページのグラフ(※1)の通りです。
課題	・意識調査の回答数が年々減少しています。意識調査の設問を見直し、回答率の向上を図るとともに、「ちがさきエコネット」運用開始後はエコ事業者を意識調査の対象とするなど、意識調査の方法そのものの検討を行います。

■26年度の取り組み状況

具体的施策	事業者の地球温暖化対策取り組み状況の把握	担当課	環境政策課
26年度の目標	意識調査の実施、結果の分析・公表		
取り組み結果	- 引き続き無作為に抽出した事業者1,000社に対し、意識調査を実施し319件の回答をいただきました。(回答率31.9%)うち、省エネの取組みを「実践している」と回答した事業者は145件(45.5%)でした。 - 意識調査の結果を市ホームページに公表しました。 - 意識調査を回答しやすくするため、設問数を26問から14問に絞り、調査の簡素化を図りました。		

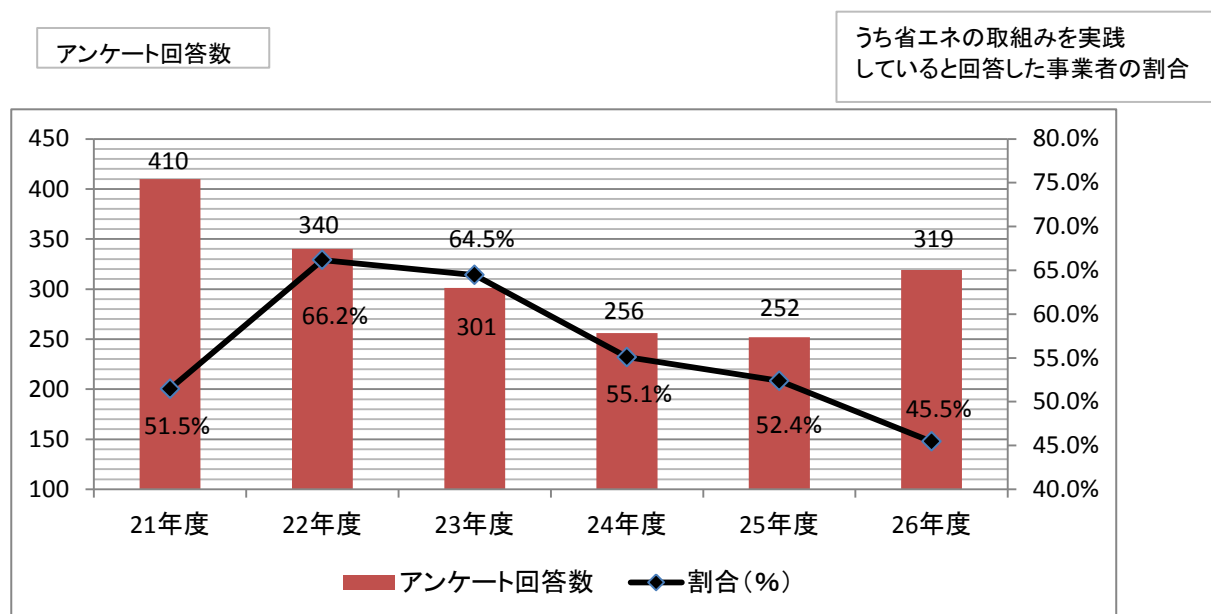
■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」について、設問数を絞り、調査の簡素化を図ったことで、回答率が25年度の25.2%から31.9%へ上昇しました。	C A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
課題 ・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」の回答率は向上しましたが、一方で「省エネを実践している」と回答した割合は45.5%と平成21年度以降では最低となりました。省エネに取り組めなかった理由(※2)のうち最も多かった回答は「省エネの方法が分からない」であり、次いで「省エネの実行にはコストがかかる。」「省エネを実行してもその効果が分からない」でした。この結果を踏まえ、ちがさきエコネットで他の事業所での取組みを紹介していくとともに、ちがさきエコネットの「環境家計簿」をご利用いただくことで、「エネルギーの見える化」を図っていただくよう周知していく必要があります。	

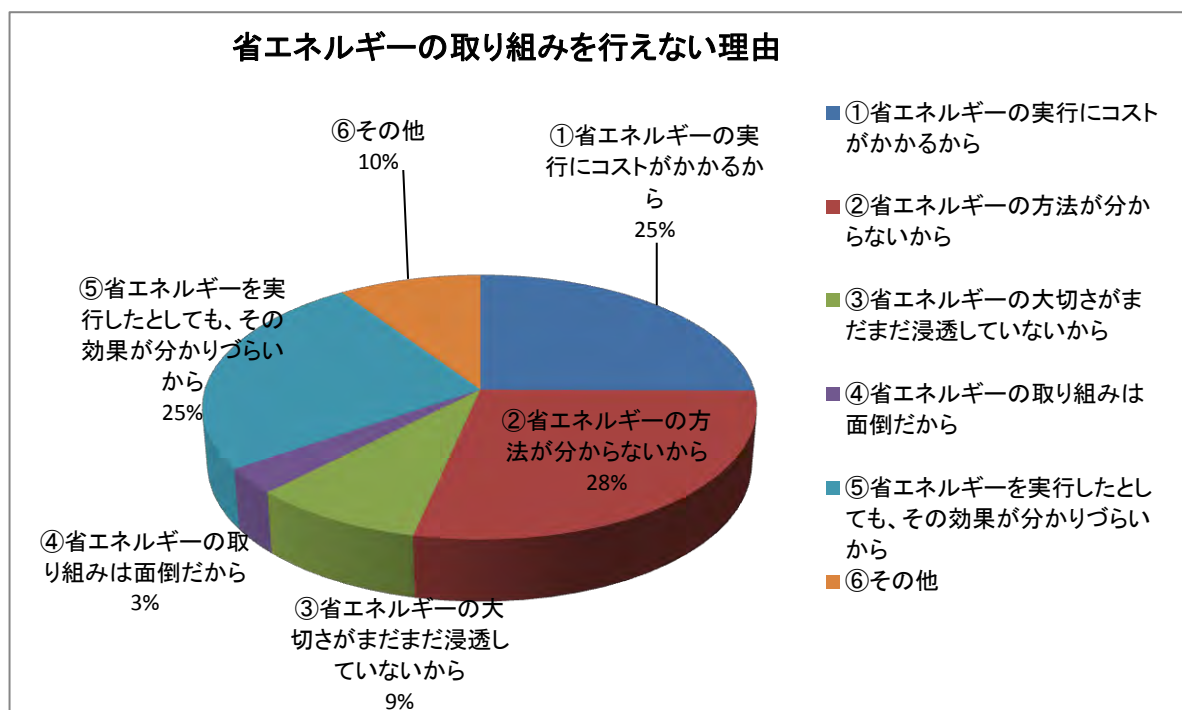
■今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	・ちがさきエコネットの「環境家計簿」へエネルギー使用量を入力した事業者のデータから、CO ₂ 排出量を把握、削減量を計算し、エコ事業者全体の削減結果を算出できるようにしています。
28年度以降の方向性	・意識調査の結果から、エコネットを活用した優れた取り組みの紹介を実施するとともにそれを見ていただくための周知方法を検討する必要があります。

※1 意識調査の回答数と「省エネを実践している」と回答した事業者の割合(年度別)



※2 省エネルギーの取り組みを行えない理由について(意識調査より抜粋)



⑥その他の主な内容としては、事業所の規模が小さくエネルギーの消費量が少ないというものでした。

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

Ⅱ－3：エコ事業者認定制度の導入検討

■施策の概要

- ・事業者の地球温暖化対策を進めるため、温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組む事業者を「ちがさきエコネット」内において「エコ事業者」と認定する制度の導入を検討します。
- ・「エコ事業者」の登録数を増やすことを目指します。
- ・「エコ事業者」の取り組み内容を公表することにより、その他の事業者への情報提供とエコ事業者認定取得への動機付けを図ります。

■目標年度までの実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	エコ事業者認定制度の構築	運用開始(27年度)	制度構築	制度運用・改善					
	エコ事業者認定制度の認定数	700件(32年度)		制度の普及及び認定作業、実績データの把握					

■25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	・ちがさきエコネットにて事業活動エコ事業者宣言を行い、エコネット登録をした事業者をエコ事業者として認定する制度設計を行いました。認定事業者にはエコ事業者認定証(ステッカー)を交付するとともに、認定証と同じデザインの電子データをエコ事業者の画面からダウンロードできるよう仕様を決定しました。 ・実績データの把握方法として、「環境家計簿」(13ページ※1参照)において電気使用量のデータを始めとしたエネルギー使用量を把握する仕組みを設計しました。
課題	・「エコ事業者認定制度」の周知を行い、参加事業者を増やしていく必要があります。

■26年度の取り組み状況

具体的施策	「エコ事業者認定制度」の導入、実績データの把握	担当課	環境政策課
26年度の目標	「エコ事業者認定制度」の構築		
取り組み結果	・「エコ事業者認定制度」について、認定対象となる事業者をできるだけ多くするため、不要な照明のこまめな消灯やLEDなどの省電力製品の利用などの「省エネ・省資源の推進」や、アイドリングストップの推進や公共交通機関の優先利用などの「自動車利用における環境配慮」、簡易包装の推奨や廃食用油の資源化などの「事業活動及び製品・サービスにおける環境配慮」などの取り組みを事業活動において実施することを宣言する事業者を全て認定の対象とすることで決定しました。 ・「エコ事業者」として認定した事業者に対し、ステッカータイプの「エコ事業者認定証(※1)」を交付するとともに、認定証と同じデザインの電子データをエコ事業者の画面からダウンロードできるようにしました。 ・事業活動における電気、ガス、水道などのエネルギー使用量を把握する仕組みとして「環境家計簿」を構築しました。		

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・「ちがさきエコネット」のオープンと同時に「エコ事業者認定制度」をスタートすることができました。 ・事業者のエネルギー使用量の実績データの把握の仕組みを構築することができました。	B
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
・「エコ事業者」の認定事業者数をできるだけ増やすため、庁内の関係各課や商工会議所等と連携し周知する必要があります。 ・事業者のエネルギー使用量の実績データを把握するため、「環境家計簿」への入力を促す方法を検討する必要があります。	

■今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	・平成27年4月より「エコ事業者認定制度」の運用を開始しています。
28年度以降の方向性	・「エコ事業者認定制度」の仕組みや事業者にとってのメリットを明示し、参加への動機付けを図っていく必要があります。 ・「ちがさきエコネット」に掲載するデータのこまめな更新やコンテンツの見直しを行うことで、「エコ事業者」として認定された事業者が積極的に省エネ活動に取り組めるような工夫をする必要があります。



※1 エコ事業者認定証
 「エコ事業者」として認定された事業者に交付される。また、同じデザインのデータを「ちがさきエコネット」からダウンロードすることができ、事業者のホームページや名刺などに利用することができる。

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

■優先的に取り組む施策Ⅱに対する協議会指摘事項

(1)26年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項とそれに対する市の対応状況

26年度の指摘事項	それに対する市の対応状況
1) 事業者を対象とした情報収集・情報発信と、その協力体制づくりの目標において、エコネットとアンケート分析を中心とした進捗は概ね達成されていると判断できる。事業者に関連する温暖化防止対策について、情報を一元化して情報提供ができるサイトは有効である。情報提供時は県内だけでなく、全国のユニークな事業者の取り組みを紹介できると良いのではないかな。	1) 事業者を対象とした情報の収集・発信については、エコネットのメニュー「市の取組・関連情報」において、市の情報を8項目、県の情報を4項目、国の情報を6項目、その他関係機関の項目を3項目掲載しました。この他、情報の発信や会員同士の情報共有のツールとして、登録事業者に対しイベント等の情報をメールマガジンとして送信する機能や、写真付きの記事で省エネの取組を紹介できる「フォトライブラリー」、それぞれが実施している省エネ活動に関する情報を投稿でき、市民、事業者間で自由に閲覧できる掲示板形式のコンテンツ「エコひろば」を設けました。
2) 意識調査については、その結果や数値の記載ではなく内容の考察などを書き加えたりすることが必要である。加えて意識調査の回答数の減少について、市の考えや意識調査の内容などを報告書に記載してはどうか。今後は、エコネットを利用した仕組みが活用できると考えられる。	2) 意識調査の回答数の減少については、設問数を減らし簡素化した結果、回答率が25年度25.2%に対し、31.9%に上昇しました。一方で「省エネを実践している」と回答した事業者の割合は45.5%と平成21年度以降では最低となりました。この結果から窺える省エネへの意識付けについてはエコネットのご利用を促すことで図ってまいります。なお、意識調査の内容に対する市の考察については、Ⅱ－2において記載いたしました。
3) エコ事業者認定制度については、事業者のメリットを明示し、事業者が登録しやすいように配慮して欲しい。そして、登録事業者への呼びかけの検討、得られたデータの公開方法の検討についてしっかりと準備をして欲しい。	3) エコ事業者認定へのメリットとして、①「ちがさきエコネット」のTOP画面における「エコ事業者一覧」への掲載、②「エコ事業者認定証」の交付、③優れた省エネ活動を実施している事業者の表彰、④入力したエネルギー使用量がグラフ化され、エネルギー使用量が見える化できる「環境家計簿」の以上4項目を「ちがさきエコネット」の事業者向けのページに掲載しました。
4) 事業者も含めた温暖化対策を進めるための継続的な情報管理と協力の仕組みの整備においては、目標、成果に不足を感じており、事業者も含めた今後の進展に期待する。	4) 実行計画に掲げた市内における温室効果ガス削減目標の達成に向けては、事業活動における地球温暖化対策が不可欠であるため、ちがさきエコネットを活用し、地球温暖化対策を実践していただけるよう、提供する情報及びコンテンツの充実を図ってまいります。

(2)27年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項

事業者向けエコネットの準備作業が目標スケジュール通り完了したことは評価できる。 今後、本施策の慎重な検討とともに、事業者へのさらなる普及活動や参加促進策が求められる。 エコネット内のコンテンツの充実は、エコネット活用のために有意義である。それだけに、ますます、タイムリーに情報を提供する方法が検討されるべきであろう。 とりわけ、小規模事業者は、経営との接点が見つけにくいために温暖化対策に躊躇する場合がある。したがって、温暖化対策や省エネは、経営の効率化につながる取り組みでもあるという説明が求められる。 それには、市内の関係団体や本協議会とともに検討した、普及活動が必要となると思われる。
--

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

Ⅲ－１：住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置

■施策の概要

- ・住宅への高効率給湯器やコージェネレーションシステム等の省エネルギー機器、再生可能エネルギーを利用した自家発電設備設置に対する補助を継続します。
- ・事業者に対しては、「茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金」を活用した設置導入支援や導入誘導方策を検討します。
- ・公共施設では、再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置を進めるとともに、学校等での環境教育への活用を図ります。

■具体的施策の実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32
省エネルギー機器の導入補助	意識調査において、省エネルギー機器を設置した市民、事業者数の割合	設置者数の増減比の把握							
			設置者の増減比の把握、補助金制度のPR、補助金交付事務						
太陽光発電設備の普及	太陽光発電の導入世帯数	2,750世帯							
			意識調査、結果の分析・公表						
茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	太陽光発電設備普及啓発基金活用の仕組みづくり	制度導入(26年度)							
			積立・寄附金の募集・受付						
公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置状況	23施設(32年度)							
			機器・設備の設置						

■25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	・意識調査の結果、25年度に省エネ機器を導入した市民は約2割でした。(125人／599:回答数) ・住宅用コージェネレーションシステムの設置費補助金の平成24年度からの累計交付件数は150件となりました。 ・太陽光発電設備設置費補助金の平成21年度からの累計交付件数は1,514件となりました。 ・太陽光発電設備普及啓発基金の25年度末時点の累計積立額は2,761,890円となりました。 ・「GND基金(注)」を活用し公共施設に再生可能エネルギーを導入するため、松浪コミュニティセンターの設置事業計画を申請し認定されました。(補助額1,250万円:26年度設置) 注) GND基金: グリーンニューディール基金。東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫を背景に、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを進めるため地方公共団体などの防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池などの導入を支援する国の基金のことです。
課題	・住宅用コージェネレーションシステム設置費補助金について、国では家庭用燃料電池の普及を打ち出しており、今後も設置者の増加が予想されるため、補助率確保に努めていく必要があります。 ・太陽光発電設備設置費補助金について、国の補助金制度が平成25年度で終了したため、補助金の申請件数の減少が見込まれることから、補助率や補助制度の形態などを検討する必要があります。 ・太陽光発電設備普及啓発基金については、積み立てた基金を活用する補助制度を構築する必要があります。 ・公共施設への太陽光発電設備設置は、26年度中につつじ学園・松浪コミュニティセンターに太陽光発電設備及び蓄電池の設置工事に向け「GND基金」の手続き及び工事設計などを進める必要があります。

■26年度の取り組み状況

具体的施策	省エネルギー機器の導入補助	担当課	環境政策課
26年度の目標	- 意識調査において省エネルギー機器を設置した市民、事業者の割合の把握 - 住宅用コージェネレーションシステムの補助件数100件		
取り組み結果	- 意識調査の結果、26年度に省エネ機器を導入した市民は約43%でした。(300人/695:回答数) - 導入している機器で最も多かったのは、LED照明等の高効率型照明器具、次いで冷蔵庫やエアコン等省エネルギー性能のある家電でした。(※1) - 住宅用コージェネレーションシステム設置費補助金の交付件数(※2)は101件であり、目標件数を上回りました。		

具体的施策	太陽光発電設備の普及	担当課	環境政策課
26年度の目標	太陽光発電設備の導入世帯数350件		
取り組み結果	- 住宅用の太陽光発電設備設置費補助金の交付件数(※3)は228件であり、目標件数を大きく下回りました。下回った要因としては、国の補助事業の打ち切りや県のHEMS設置の要件追加、余剰電力の買取価格の下落等が考えられます。 26年度に補助制度を利用し設置した太陽光発電設備の総発電量は972.1kWであり、設備1kWあたり1年間で1,000kWh発電する想定で計算すると516.185tCO₂の排出量を削減している計算になります。 (注:排出係数は経済産業省発表の修正後の25年度東京電力実排出係数0.000531(t-CO₂/kWh)を使用)		

具体的施策	茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	担当課	環境政策課
26年度の目標	制度の導入		
取り組み結果	- 基金への積み立てについては、市民活動サポートセンター及びこどもセンターの売電収入や寄附金を中心に積み立て、26年度の積立額は1,187,949円、26年度末時点の累計積立額は3,949,839円となりました(※4)。 - 基金を活用した事業者及び市民活動団体が市内の事業所や施設に太陽光発電設備を設置する際の費用の一部を補助する制度を27年度から導入するため、要綱の整備や予算要求等を行いました。		

具体的施策	公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	担当課	環境政策課
26年度の目標	公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置		
取り組み結果	25年度にGND基金に設置事業計画を申請し認定された「松浪コミュニティーセンター」及び「つつじ学園」への太陽光発電及び蓄電池の設置が予定どおり完了しました。(※設置写真は41ページ参照)		

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
- 再生可能エネルギー導入の支援策については、住宅用コージェネレーションシステムの補助金交付件数は目標を上回ることができました。 - 太陽光発電普及啓発基金を活用した補助制度を27年度から開始するための準備を進めることができました。 - 新たに2件の公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池を設置することができました。	B A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:評価不能
課題 - 平成25年度で国の補助制度が終了した影響もあり、太陽光発電の設置が減少傾向にあります。余剰電力の買取価格の動向や、太陽光発電設備の設置単価、近隣自治体の動向などを勘案しながら、今後の制度のあり方について検討する必要があります。 - 太陽光発電設備、住宅用コージェネレーションシステムとも、さらなる普及のため、28年度から30年度までの本市の総合計画第3次実施計画において補助制度を継続できるよう予算化を目指します。	

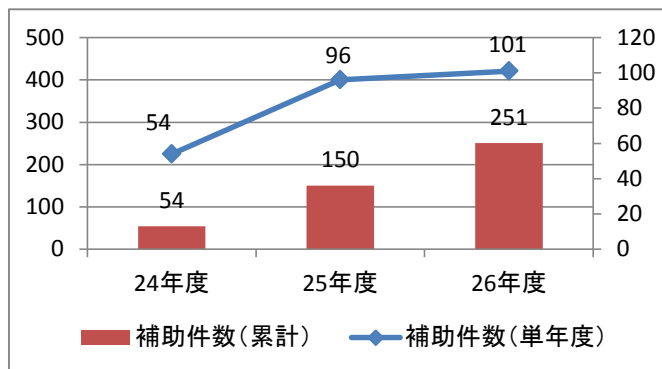
■今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	・太陽光発電設備普及啓発基金を活用し、事業者が市内の事業所に太陽光発電設備を設置する際の費用の一部を補助する制度を開始しました。
28年度以降の方向性	・太陽光発電設備の普及については、これまでの制度の周知に加え、新たなインセンティブとして「太陽光発電クレジット事業」の周知を行っていくことで、目標である32年度における2,750世帯の設置を目指します。 ・太陽光発電設備普及啓発基金の適切な活用のため、事業者及び市民活動団体向けの補助制度を実施する一方で、基金の積み立てを増やすため、寄附金の募集を積極的に行うことで、資金循環の仕組みを構築します。

※1 意識調査における市民の省エネルギー機器設置状況

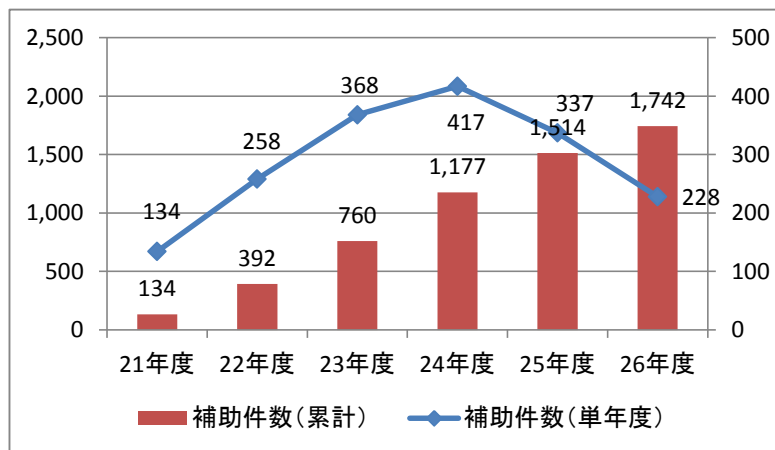
導入機器等	「導入した」と回答した数
高効率照明器具(LED等)	212
省エネルギー性能のある家電(冷蔵庫、エアコン等)	172
高効率給湯器(エコキュート、エコジョーズ等)	70
断熱ガラス、ペアガラス、真空ガラス	69
ハイブリッド車、電気自動車	37

※2 住宅用コージェネレーションシステム設置費補助金交付件数の推移



注:住宅用コージェネレーションシステムとは発電とともに発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもののことです。

※3 太陽光発電設備設置費補助金交付件数の推移



※4 太陽光発電設備普及啓発基金の積立状況

(単位:円)

年度	サポートセンター売電収入	こどもセンター売電収入	寄附金	マッチングギフト	利子	合計
26	285,936	298,896	5,000	589,832	8,285	1,187,949
25	282,048	312,720	6,600	601,368	467	1,203,203
24	237,552	278,832	10,500	526,884	151	1,053,919
23	247,344	257,424	0	0	0	504,768
合計	1,052,880	1,147,872	22,100	1,718,084	8,903	3,949,839

注:マッチングギフトとは売電収入と寄附金の合計額と同額を基金に積み立てる市の資金のことです。

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

Ⅲ－２：電気自動車の導入推進

■施策の概要

- ・電気自動車の普及のため、電気自動車の購入費に対する助成を継続して行います。
- ・市民、事業者への普及啓発のため、電気自動車を率先して導入します。

■具体的施策の実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32
電気自動車の導入推進	電気自動車の購入補助件数	50台／年 (32年度)	電気自動車の導入補助						
	公用車における電気自動車の所有割合	3%以上 (32年度)	公用車への電気自動車の導入						

■25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	・電気自動車購入費補助金を実施し、予算件数の30台を達成しました。また、累積補助台数も67台となっています。 ・公用車における電気自動車の所有台数は3台であり、公用車への電気自動車導入は進みませんでした。
課題	・平成28年度以降の電気自動車購入費補助制度について検討する必要があります。 ・公用車の買い換え時に電気自動車を導入するよう関係課に働きかけていく必要があります。 ・電気自動車の導入促進はインフラ設備と合わせて検討する必要があります。

■26年度の取り組み状況

具体的施策	電気自動車の導入推進	担当課	環境政策課
26年度の目標	・電気自動車の補助件数30件 ・公用車への電気自動車の導入		
取り組み結果	・電気自動車の補助については目標を上回る34件の補助を実施しました。またこれまでの累積補助台数は101台(※1)となっています。 ・公用車における26年度末時点の所有台数は3台であり、公用車への電気自動車導入は進みませんでした。		

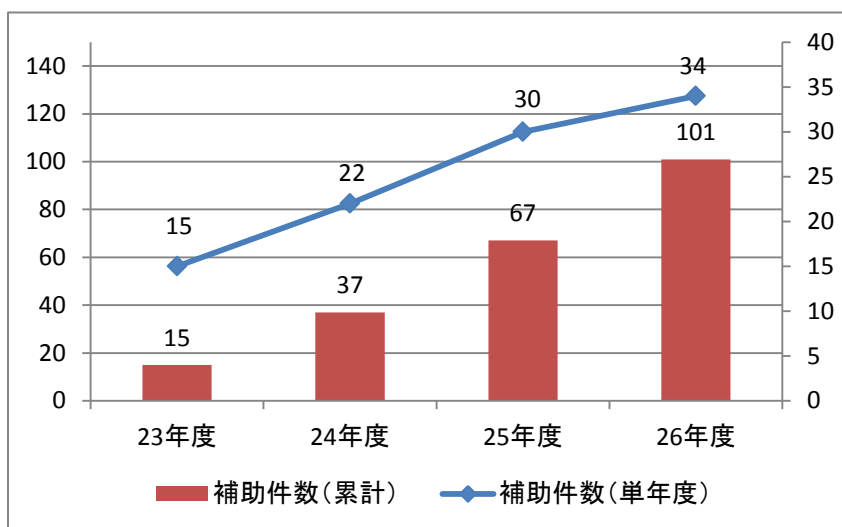
■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・市民向けの電気自動車購入補助については、目標を上回る補助を実施することができました。	C
課題	
・公用車として電気自動車を導入する際は公用車駐車場における充電器の設置も合わせて検討する必要があるため、予算上の制約が大きいことが導入が進まない要因となっています。 ・本計画策定時におけるスケジュールでは28年度以降の電気自動車の補助制度は継続を検討することになっています。車両の市場価格や国、県、他自治体の動向を考慮しながら検討する必要があります。	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能

■今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	・電気自動車購入費補助制度については、これまでの補助実績(※1)から申請件数は年々増えているため、継続する必要があると考えます。本市の総合計画第3次実施計画(28～30年度)において、本事業の予算化を目指しています。 ・日産自動車株式会社が実施する「電気自動車活用事例創発事業」に本市が実施している「交通安全教室」への活用が承認され、電気自動車1台を3年間無償で貸与していただくこととなりました。
28年度以降の方向性	・公用車としての電気自動車の購入は、課題にも挙げたとおり予算上の制約大きいことが現状ですが、引き続き公用車の買い替えの時期を捉え、関係課への働きかけを行ってまいります。 ・水素を燃料とした燃料電池自動車の補助制度については、国や県、近隣市町の状況や市内の水素ステーションの整備状況、市民ニーズ等を勘案しながら、市の方向性を検討してまいります。

※1 電気自動車補助制度の推移



湘南エコウェーブ(茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町)にて導入した共通パッケージの電気自動車

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

Ⅲ－３：地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

■施策の概要

・再生可能エネルギーを利用した自家発電設備で発電された電気や環境価値(※2)を地域で利用する仕組みの構築を図ります。

■具体的施策の実施スケジュール

具体的施策	進捗管理指標	目標	実施スケジュール(年度)						
			26	27	28	29	30	31	32
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入時期	制度導入(26年度)							
			利用者の募集、運用、改善						

■25年度までの主な取り組みと課題

取り組み	・国が設けていた支援制度を活用し、協働事業者である「NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク」とともに認定手続きを進め、「茅ヶ崎市太陽光発電クレジット事業」(愛称:茅ヶ崎おひさまクレジット)※1として制度認証されました。 ・平成24・25年度に本市の太陽光発電設備補助金を受けた方に対し、制度周知のチラシと加入案内を送付しました。(送付件数681件)
課題	・事業の参加者を増やしていくための周知方法を検討する必要があります。 ・クレジット購入企業を探す必要があります。 ・クレジットの還元方法を検討する必要があります。 ・今後継続して事業を行っていくために参加者募集から還元までの流れを確立する必要があります。

■26年度の取り組み状況

具体的施策	茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	担当課	環境政策課
26年度の目標	制度構築		
取り組み結果	・登録者募集については、太陽光発電設備設置費補助金申請者を対象に事業内容の説明、記者発表、広報紙及び一般紙など、あらゆる媒体を活用した周知活動を実施しました。 ・クレジット購入企業の募集については、商工会議所における説明会及び市内企業への個別説明を実施しました。		

■成果・課題と評価

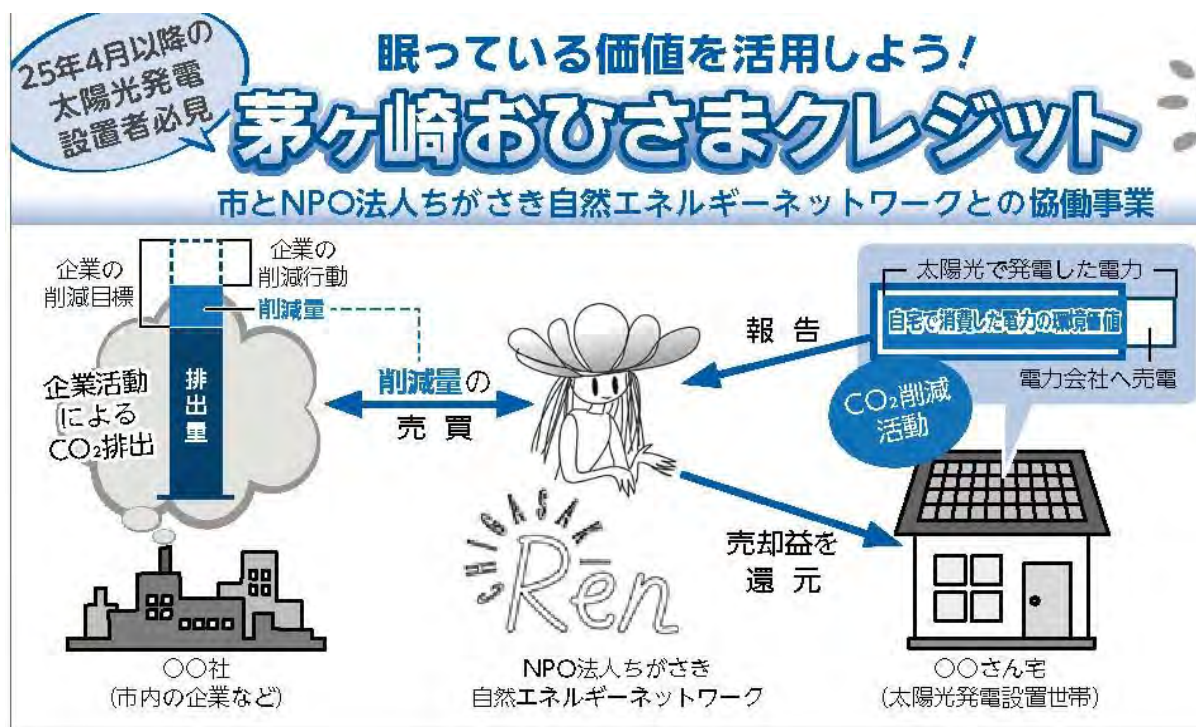
成果	担当課による評価
・予定どおり制度の構築を進め、事業参加者を増やすための周知活動を行った結果、年度末時点で53世帯の参加申し込みをいただくことができました。	B
課題 ・今後も事業の周知活動を継続することで事業参加者を増やし、事業の拡大を目指します。 ・事業参加者へクレジット売却益を還元するまでの事業のサイクルを確立するため、クレジット購入企業の募集活動を行う必要があります。 ・事業の実施主体はNPO法人であるため、事業実施に当たっては適切な役割分担のもとにNPO法人と協働しながら進めてまいります。	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能

■今後の方向性

27年度に取り組んでいるもの	・事業参加者に対し、26年度中の累積発電量及び売電量のデータを提供していただき、自家消費分のCO₂削減量を算出、53世帯、27トンのクレジットが国に認証されました。 ・太陽光発電クレジット事業について、湘南国際マラソンでランナーが着替えなどを入れるポリ袋を提供している事業者にクレジットを購入していただき、ポリ袋の製造過程で排出するCO₂をカーボンオフセット(※2)に活用していただいた取り組みが4紙の新聞に取り上げられ、より一層の普及に向けたPR等を行えることとなりました。
28年度以降の方向性	・さらなるクレジットの売却を進め、事業参加者への還元を行い、その実績を広報紙等の媒体で公表することで、さらなる事業参加者増を図っていきます。

※1太陽光発電クレジット事業(茅ヶ崎おひさまクレジット)

NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク(ちがさきREN)との協働により平成26年度より開始した事業。ご自宅に設置した太陽光発電設備で発電した電力のうち、ご自宅で使用した電力の環境価値(※3)をちがさきRENが取りまとめ、国の認証を受けて売買可能な「クレジット」に変換する。「クレジット」は企業などへ売却し、その売り上げを商品券などに変え、参加者に還元する。この事業の参加対象は茅ヶ崎市在住で平成25年4月以降に太陽光発電を設置した方。



太陽光発電クレジット事業(茅ヶ崎おひさまクレジット)イメージ図

※2 カーボンオフセット: 自らの二酸化炭素排出量のうち、どうしても自らの削減が難しい量のすべてもしくは一部を、他の場所での排出削減量でオフセット(埋め合わせ)すること。

※3 環境価値: 電気そのものの価値に加え、二酸化炭素の排出を削減するという価値。太陽光や風力などの自然エネルギーによる電気は、電気そのものの価値に加え、CO₂排出を削減するという「環境価値」を持っているとみなされる。

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

■優先的に取り組む施策Ⅲに対する協議会指摘事項

(1)26年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項とそれに対する市の対応状況

26年度の指摘事項	それに対する市の対応状況
1) この項目では、茅ヶ崎市独自の「温暖化防止アイディア」が示され、オリジナルな施策として注目されるべき部分である。具体的な記載、数値的な比較、今後の方向性について明確な方針が示されている。	1) 引き続き各施策の取り組み状況を数値データを用いながら具体的に記載してまいります。
2) 住宅、事業所、公共施設への再生可能エネルギー等の導入については、今後の地球温暖化対策の中心的役割を果たすはずである。それゆえ、現在の再生可能エネルギーなどの支援策の他、新技術の導入などに対応できるような施策の方向性を示しておくとなお良いのではないかと。併せて、家庭の状況を的確に把握しながら、施策が再考されていくことが望まれる。 また、本施策全体を通じて、市民参加を促すための(例えば「茅ヶ崎おひさまクレジット」事業への)PR活動を積極的に行うことが必要であろう。	2) 住宅における太陽光発電設備の設置については、国の補助事業の打ち切り等により25年度に比べて申請件数が減少しましたが、実行計画に掲げている2,750世帯への目標達成に向け、28年から30年度までの第3次実施計画において補助制度が継続できるよう予算化を目指します。 事業所における太陽光発電設備の設置については27年度からの太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助制度を開始し、事業所への普及を図ってまいります。 公共施設への太陽光発電設備の設置については、26年度に新たに2箇所設置しました。今後も施設の立替え等の機会を捉え、関係課への設置の働きかけを行ってまいります。 おひさまクレジット事業については、26年度は事業参加者の募集を行いました。今後も引き続き事業参加者を増やすためのPR活動を継続するとともに、クレジット購入企業の募集を進め、売却益を事業参加者に還元するまでの事業サイクルの確立を目指します。
3) 優先施策Ⅲでは、省エネという言葉も使われているが、それが地球温暖化対策に結びついているといった実感を市民にもってもらうことも重要である。そのため、対策手段のさらなる浸透を目指し、啓発活動や省エネ機器の導入促進に取り組んで欲しい。	3) 各ご家庭での省エネが地球温暖化対策に結びついているという実感を市民の皆様に感じていただけるよう省エネ機器の普及啓発に努めてまいります。
4) 今後も再生可能エネルギーの導入方法やメニューに工夫を凝らし、市民の注目を集めつつ、協力の実態(活動)を重ねて欲しい。社会的状況の変化により、施策の進展も左右されるが、茅ヶ崎市の実情と支援を積極的に打ち出すメッセージが必要である。	4) 今後も意識調査により市民の皆様のニーズを掴み、社会情勢の変化を注視しながら、再生可能エネルギーの導入促進のための施策を展開してまいります。

(2)27年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項

本施策に関係する地域での取り組みは、市の有効な誘導がいつそう必要であると考えられる。 低炭素型まちづくり推進のために、今後も積極的に取り組んでいくべきであろう。 また、本施策に関連する情報を、わかりやすく伝える方法について、さらなる検討を望む。 とくに、市民・事業者・行政が相互に連携して推進する温暖化対策は不可欠であり、その準備のための諸施策の理解、普及がさらに望まれる。 予算が必要なものについては、計画上、きっちり予算化してほしい。たとえば、省エネルギー、再生可能エネルギー、自家発電に関する設備導入には、今後も補助金施策が有効であり市民レベルの温暖化防止活動に大きな効果が期待できるため、継続的に実施してほしい。

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

施策の方針 1.1 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネエコライフの促進【環境政策課】

・ちがさき節電コンテスト 2014 の実施

ご家庭での節電の取り組みを応援するため、「ちがさき節電コンテスト」を実施しました。

節電コンテスト実施結果

年度 (西暦)	参加 世帯数	電力削減量 (kWh)	CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂)	削減率1位 (%)
25(2013)	9	571.0	303.2	37.7
26(2014)	34	3,931.0	2,087.4	50.2

※CO₂削減量は電力削減量×0.531kg-CO₂(環境省発表の平成25年度東京電力実排出係数)で計算しています。



平成26年度は8～10月のうち、2ヶ月以上電気使用量を前年より削減できた世帯を応募対象としました。

平成26年の夏は、応募世帯数が平成25年の9世帯から34世帯へ大幅に増加しました。これは、緑のカーテン事業に参加した市民へ節電コンテストの案内を行ったことで、節電の意識が高い世帯が積極的に参加していただけたことが挙げられます。

削減率1位の世帯は、前年比50.2%減と大幅な削減を果たしました。省エネ効率の高い家電の買い換えや電球のLED化など設備変更に関するもののほか、子どもと水遊びをする、打ち水をする、公共施設へ涼みに行くなど日常生活の小さな取り組みを積み重ねている世帯も多く見られました。

また、「特段アイデアがあるわけではないが、こまめな消灯などを忘れずに実行するのみで、継続が大切だ」というご意見もあり、日々の取り組みの継続が市域における二酸化炭素排出抑制につながるものと考えています。

施策の方針 1.2 事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネルギー機器の導入促進【産業振興課】

・商店会の街灯LED化に対する補助事業として、1つの商店会の街灯19基(電球38個)のLED化(10W)の事業費に対し2分の1の補助を行いました。

環境に配慮した農業・漁業の促進【農業水産課】

・援農ボランティアの斡旋について、34件の農家に対して135件(継続を含む)の斡旋(継続を含む)を行い、131件成立しました。うち13件は新規での成立となりました。

・援農ボランティア育成講座について、全19回にわたり講習および実習による講座を実施しました。

・耕作放棄地解消ボランティア活動の調整・実施について、市内2箇所の耕作放棄地8.5a(6aおよび2.5a)を解消のうえ、市民農園の開設支援を併せて行い、耕作放棄地の解消とともに農地の保全を行いました。



【援農ボランティア育成講座の様子】
クワの使い方などから学び、収穫まで体験できる講座です。

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱2 再生可能エネルギーの積極的導入支援

施策の方針 2.1 太陽光発電設備の導入支援や普及のための仕組みの構築

太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援【環境政策課・産業振興課】

補助事業名	交付額	実績件数	交付金額	出力合計	CO ₂ 削減効果
太陽光発電設備設置費補助金(戸建て住宅)	1万円/1kW (上限4万円)	228件 ※[337件]	8,123千円 [11,768千円]	972.1kW [1345.76kW]	516t [706t]
太陽光発電設備設置費補助金(共同住宅)	1万円/1kW (上限9.9万円)	1件 [4件]	97千円 [244千円]	9.75kW [24.54kW]	5t [12t]
太陽光発電設備パワーコンディショナ(※1)交換費補助金	税抜価格の20% (上限6万円)	1件 [0件]	17千円 [0千円]		
家庭用太陽熱利用設備(※2)設置費補助金	5万円/1台	0件 [2件]	0千円 [100千円]		

※ []は平成25年度実績

※CO₂削減効果は、太陽光発電設備1kw当たりの年間発電量を1,000kwhと想定(新エネルギー財団による統計調査)し、排出係数は経済産業省発表の修正後の平成25年度東京電力実排出係数0.000531(t-CO₂/kWh)として算出しています。

・太陽光発電設備設置費補助金(戸建て住宅)においては、昨年に引き続き交付金額が大幅に減額となりました。要因としては、平成25年度で国の補助制度が終了したことが考えられます。しかしながら、日照時間に恵まれ、多くの住宅の屋根に設置できる本市の自然的社会的条件から、太陽光発電は再生可能エネルギーの中で最も適していると考えており、今後も補助制度を継続していく予定です。

・太陽光発電設備パワーコンディショナ(※1)交換費補助金については、広報紙やタウン紙を活用し周知啓発に努め、1件の申請がありました。補助対象が、平成21年3月以前に設置した太陽光発電設備のパワーコンディショナであり、一般的な耐用年数は10年と言われており、今後さらなる申請数の増加が見込まれます。

・ビルドアップ・茅ヶ崎

事業者向けの支援策として、「茅ヶ崎市企業等立地等促進条例」に基づき、①企業等が茅ヶ崎市内に新設等をして事業を開始した場合の「立地支援」、②茅ヶ崎市内の企業等が、事業の維持・拡大のために、一定額以上の設備を導入した場合の「設備投資支援」、③茅ヶ崎市内の企業等が太陽光発電設備等を設置した場合の「地域貢献支援」などを実施しており、いずれも固定資産税の税制優遇措置をとっています。

※1 パワーコンディショナ:太陽光発電システムや家庭用燃料電池により発電された電気を家庭などの環境で使えるように交換する機器のことです。ソーラーパネルなどから流れる電気は通常「直流」ですが、家庭で用いられている「交流」に変換することで、通常利用可能な電気にすることができます。

※2 太陽熱利用設備:太陽からの熱エネルギーを使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのことです。

施策の方針 2.2 その他の再生可能エネルギーの導入推進の検討

・環境事業センターでは、ごみの焼却処理時に発生する約900度の温度を持った排ガスから、廃熱ボイラにより蒸気を発生させ、その蒸気をタービン発電設備に送り発電しています。

発電した電力で、施設内で消費する電力を賄い、余った電力5,069,817kWhを東京電力(株)に売電しました。

また、その他熱源として場内の給湯及び冷暖房用に使用され、さらに場外の温水プールでも使用されます。

施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進

施策の方針 3.1 低炭素型都市システムの構築

自転車利用の促進【都市政策課・安全対策課】

- ・サイクルアンドバスライド(※1)の整備

自転車を駐輪するラックを2箇所の新設しました(小中島バス停・中島バス停付近に18台、新田入口バス停付近に5台)。また、浜見平団地バス停付近にラックを1台増設しました(水路南側に30台分)。

- ・自転車走行空間の整備

鉄砲道の一部(東海岸北五丁目交差点から県道30号交差点まで)を設計しました(約2,200m)。

- ・民設自転車駐車場に対する補助金交付と開設促進

茅ヶ崎駅南口周辺において平成26年4月1日に民設の「幸町ピタット駐輪場」が開設し、新たに64台の自転車を置くことができるようになりました(平成25年度中に市から補助金交付)。



サイクルアンドバスライド

※1 サイクルアンドバスライド:バス停まで自転車で行き、バス停付近の駐輪場に自転車を止め、バスに乗り換えるシステム。

施策の方針 3.2 みどりの保全・再生・創出

みどりの保全【景観みどり課・環境政策課】

・コア地域の1つである「清水谷」について、平成26年4月に市民団体「清水谷を愛する会」と協定を結び、保全作業への支援や情報交換を行いました。また、広報紙(平成26年8月1日号)で清水谷特別緑地保全地区と保管理計画についてお知らせするとともに、「清水谷を愛する会」による活動を併せて紹介しました。

みどりの再生・創出【景観みどり課・公園緑地課・環境政策課】

・地元自治会や「緑の里親ボランティア」により、市内の公園・緑地に花の植え付けや除草、清掃活動を行っていただいております。

・グリーンバンク制度を活用し、26年度は樹木の配布を21件76本、受け入れを2件50本行いました。



緑の里親ボランティアによって整備された花壇

施策の方針 3.3 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策の推進

【環境政策課・景観みどり課・道路管理課・道路建設課】

・「緑のカーテン事業」は、26年度216世帯の応募があり、当選した200世帯に対して1世帯につき4株のゴーヤの苗を配布しました。

・また、公共施設への緑のカーテン導入について、17箇所で実施することが出来ました。



市民の方から寄せられた緑のカーテンの写真

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱4 循環型まちづくりの推進

施策の方針 4.1 4Rの推進

本市では、発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用と熱回収(Recycle)の3つのRに、要らないものを買わない・断る(Refuse)を組み込んだ4Rを実践することにより、地域環境や地球環境に負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指し、以下の優先度で取り組んでいます。

1. リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進【資源循環課】

- ・ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む販売店を「ごみ減量・リサイクル推進店」として認定しており、26年度は新たに20店舗を新規認定し、合計101店舗となりました。
- ・平成25年度の市広報番組の特集で放送したマイバッグ推進会議の取り組みの映像紹介を市内小中学校へ配布し啓発しました。
- ・大型店におけるレジ袋辞退者数は年間のべ663万人で、前年比約10%の増加となりました。
- ・「ごみ通信ちがさき」の発行(年2回)を通じて、不要なカタログ類などの発送を断ることやマイバッグの積極的な利用などを周知しました。

「ごみ通信ちがさき」秋号(10月発行)・春号(3月発行)



ごみ通信ちがさき秋号(平成26年10月1日発行)(左)

主な内容

- ・生ごみ処理容器、生ごみ処理機のご紹介
- ・「ごみ減量・リサイクル推進店」のご紹介 など

ごみ通信ちがさき秋号(平成27年3月1日発行)(右)

主な内容

- ・「4R」の取組紹介とご協力をお願い
- ・環境指導員の活動インタビュー など

2. リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進【資源循環課】

- ・市民が少ない経済的負担で家庭から出る生ごみの減量に取り組めるよう、生ごみ処理容器※1・(コンポスト)は費用負担を一部負担し、生ごみ処理機(手動式・電動式)※2は購入金額の半額(上限2万5千円)を補助しました。平成26年度実績は生ごみ処理容器158基、家庭用生ごみ処理機39基でした。
- ・また、4月の市民まつりや園芸講習会(農業水産課開催事業)、6月の環境フェア、11月の市民ふれあいまつりにおいて、生ごみ処理容器、生ごみ処理機の効果や補助制度について啓発を行いました。



生ごみ処理容器(地上式)

※1 生ごみ処理容器:土の中にいる微生物等の「発酵・分解」の働きにより生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器のことで、効果としては、ごみ袋に使われる石油資源の節約、運搬の際のガソリンの節約、焼却炉で焼却効率が上がるなどが挙げられます。

※2 家庭用生ごみ処理機:手動式と電動式があり、生ごみ処理容器と同様に微生物等により生ごみを堆肥に変えます。生ごみ処理容器より高価ですが、微生物の働きを活性化させるなどの機能が充実しています。

(5) その他の施策の実施状況について

3. リユース（繰り返し使う）の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・再使用可能な大型ごみリサイクルによるリユース家具の提供

収集した大型ごみの中から、リサイクルが可能なもの（主に家具類）を選別し、修理・補修を行った後、リサイクル品展示室に展示して希望する市民の方へ提供しました（申し込み多数の場合は抽選）。

提供申込件数:2,825 件[25 年度は 2,826 件]、出品数:385 件、取引品数:366 件

- ・不用品登録制度（※1）による不用品の再利用を促進し、136 件の制度利用がありました。[25 年度は 486 件]

※1 不用品登録制度:まだ使えるのに不用になったもの・眠っているもの・捨てるものを市へ登録し、必要な方へ引き渡す制度のことです。

リサイクル品展示室（環境事業センター内）



4. リサイクル（資源として再生利用する）の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・リサイクル取り組み実績について

資源物として収集されたもののうち、びん 1,828t、かん 738t、ペットボトル 660t、古紙類 7,670t、衣類・布類 1,000t、プラスチック製容器包装類 1,838t、廃食用油 69t、金属類 64t、使用済小型家電 2t を資源化することが出来ました。

- ・使用済み小型家電の収集

辻堂駅前出張所に新たに回収ボックスを設置するなど市内 23 拠点で回収を行い、結果として 2,006kg の使用済み小型家電を収集しました。

また、コミュニティバス「えぼし号」のデジタルサイネージや市ホームページを活用し周知啓発を行いました。

- ・ごみ処理施設見学の実施

環境事業センターは 3,008 人、寒川広域リサイクルセンターは 1,706 人の方が見学され、茅ヶ崎市のごみの分別について理解するとともに、自分たちが出しているごみがどのように処理されているか、資源物がどのように再商品化されているかを講義しました。

- ・インクカートリッジ里帰りプロジェクト

市役所本庁舎など 4 箇所インクジェットプリンタ用の使用済みインクカートリッジを回収し、リサイクルしました（回収実績 51.57kg）。

施策の方針 4.2 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・事業系一般廃棄物として、燃やせるごみ 9,214t、燃やせないごみ 476t を処分しました。
- ・ごみ排出量が多い事業者上位 100 社を訪問し、排出抑制、減量化などの啓発、集積場所等の確認を実施しました。
- ・多量排出事業者（年間約 60t 以上）の減量化等計画書の提出について通知し、22 社より減量化計画書を受けました。
- ・環境事業センターにて、事業系一般廃棄物の搬入物調査を寒川町と連携して 12 回実施し、排出及び搬入状況について把握しました。また、不適切な排出及び搬入をしている事業者に対して指導を行いました（27 件）。

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり

施策の方針 5.1 市民・事業者への普及啓発や情報発信

環境に関するイベント・講座の実施【環境政策課】

・「ちがさき環境フェア 2014」を実施

飲食ブースの出店店舗に、茅産茅消メニューの作成やリユース食器使用の協力、来場者にはマイカップ持参で麦茶サービスなどを行い、出店者・来場者も一緒に環境へ配慮できるイベントを実施しました。

エコ体験コーナーでは、傘から作るエコバック作成教室や牛乳パックを再利用して作る紙飛行機工作、ごみの分別輪投げなどを行い、循環型のまちづくりへの推進を促進しました。

・市民や事業者を対象とした環境に関する講座や施設見学会の開催

湘南エコウェーブ(※1)の事業として計2回、環境に関するエネルギー関連施設の見学会を実施しました。

① 親子を対象として、「かわさきエコ暮らし未来館」と「森永製菓(株)鶴見工場」の2施設を見学しました。(参加者46名)

② 広く市民を対象として、「東京ガス根岸工場LNGスクエア」・「麒麟ビール横浜工場」の2施設を見学しました。(参加者30名)

※1 湘南エコウェーブ：茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の2市1町が連携して環境活動に取り組むプロジェクト。未来を担う子どもたちに湘南の豊かな環境を伝えようと地球温暖化防止を目的に様々な活動をしています。



①親子環境バスツアーの様子



②施設見学の様子

環境市民会議「ちがさきエコワーク」と市の協働で施設見学会を実施

③ 資源循環型社会づくりを学ぶため、「環境事業センター」と「寒川広域リサイクルセンター」の2施設を見学しました。(参加者21名)



③環境事業センターの様子

環境教育の実施【環境政策課・学校教育指導課】

- ・スクールエコアクション(学校版環境マネジメントシステム)(※2)の推進

「ちがさき環境フェア 2014」で中学校 2 校の活動発表会実施

25 年度から市内各中学校及び教育委員会の協力により発表会を実施しました。26 年度は北陽中学校と萩園中学校の 2 校の生徒が日頃の環境活動を発表し、活動の様子を学校外へ発信しました。スクールエコアクション発表会も 2 年目となり、説明するだけでなくクイズを出すなど、発表方法にも学校ごとの個性が見られました。

- ※2 スクールエコアクション(学校版環境マネジメントシステム):学校において、児童・生徒等が環境に配慮した生活様式を習得できるよう、各学校がそれぞれの環境活動の方針や目標等を設定し、その達成を目指して継続的に活動に取り組んでいくシステムや取り組み



- ・小中学校の環境活動の掲示

市内各小中学校で日頃取り組んでいる環境活動をまとめた模造紙や壁新聞等を環境フェア中、コミュニティホールに掲示しました。通常は各学校の廊下等で掲示されているものを環境フェアで一斉掲示することで、市内外から来られる多くの方々へ学校での環境活動を発信しました。



- ・小中学校における環境に関わる学習への支援

学校関係者への支援サイト周知

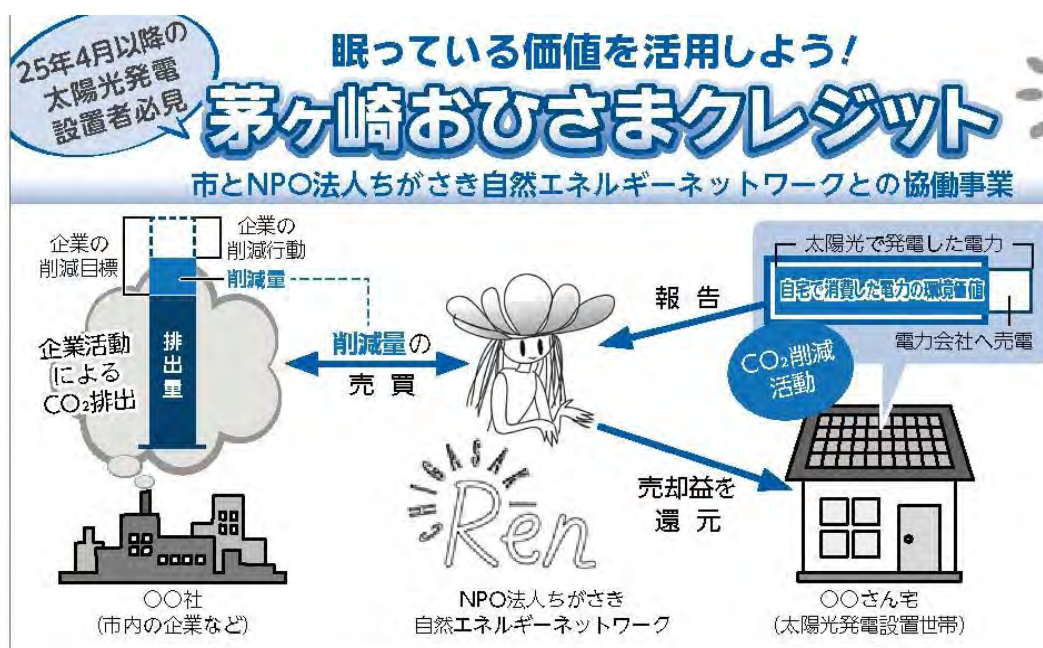
市内小中学校の総合学習の担当者宛に教員向け環境情報を載せた「環境学習News」を送付し、環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」の掲載内容等を周知しました。

施策の方針 5.2 市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり【環境政策課】

- ・エネルギーの地産地消に向けた取り組み

「茅ヶ崎おひさまクレジット」とは、事業に参加していただいた市民の皆様が太陽光発電により発電した電力のうち、ご自宅で使用した電力の CO₂削減量を取りまとめてクレジット化したものを事業者様を買っていただき、その売却益を事業参加者に還元する事業です。さらなる太陽光発電設備の普及策として、市民や事業者の皆様と市が連携して事業の拡大を目指します。



■その他の施策の実施状況について全般に対する協議会指摘事項

(1)26年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項とそれに対する市の対応状況

26年度の指摘事項	それに対する市の対応状況
1) この項目は、温暖化防止を軸に、市の施策の横断的な再編可能性が含まれ、大いに注目される。いわゆる縦割り行政を乗り越え、各課協力の仕組みが展望できるという意味で、挑戦的な評価事項となり得る。自治体の「報告の取り組み」として評価したい。ただし、他課のコメントの転載に止まらず、温暖化防止に集中した記載を工夫して欲しい。	1) 可能な限り、温暖化防止に特化した記載をいたしました。今後も引き続き記載を工夫いたします。
2) 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援について、太陽光発電設備のパワーコンディショナ交換費の補助事業は他市にない取り組みであり、今後申請が増えていくことが見込まれるため、引き続き推進して欲しい。一方で、節電コンテストの参加者が少ないのが気になる。参加者を増やすため、広報紙等による周知はもとより、学校単位での参加など、参加者を増やす周知方法の工夫が必要であろう。また、家庭の省エネルギー機器については、事業者と連携しさらに積極的に情報発信や啓発活動を行うべきである。他方で、事業者における省エネ行動の推進については、効果として認識しうる施策の表現方法が求められる。地産地消(茅産茅消)、商店街街路灯・防犯灯のLED化、事業所の節電、ハイブリッド車の導入、自動スイッチ、照明のLED化などの取り組みについて、効果や成果が分かるようにして欲しい。そして、これらへの支援も検討の余地があるといえる。	2) 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援について今後も引き続き推進いたします。 節電コンテストについては、その年の気候等に左右される部分もありますが、広報やエコネット等を活用し、更なる周知を図ります。また、省エネルギー機器の周知については、「ちがさき環境フェア」において事業者と連携しエネファームの展示を行っております。今後も引き続き、事業者と連携し省エネルギー機器の周知を図ってまいります。 事業者の省エネ行動の推進については、次年度の報告書において具体的な成果及び支援状況を記載するようにいたします。
3) 低炭素まちづくりの推進については、自転車利用を推奨しているが、茅ヶ崎市の場合は車道がそれほど広くなく、車も多いことから、自転車の適切な通行を目指すことで新しい課題を生み出している。自転車の利用を促進するならば、自転車道・駐輪場の整備、地下道の出入口の歩道との接続等、諸条件を組み合わせた施策となるべきであろう。	3) 低炭素まちづくりの推進について、自転車利用の促進については、安全対策課による民設自転車駐車場の設置や公設自転車駐車場についての検討を進めているほか、都市政策課において自転車走行空間の整備等を進めております。
4) 循環型まちづくりの施策(4Rの推進)については、リフューズの意識づけを強調しつつ、優先度をつけて進めるのはどうか。また、今後も、消費者、商業者、行政が連携してエコ・シティづくりを進めて行く必要がある。リデュースについては、生ごみ処理機・容器の使い方の体験型講習会を実施し、理解を深めることが普及につながるのではないかと。	4) 循環型まちづくりの施策(4Rの推進)については、リフューズについてマイバッグ推進会議の取り組みの映像紹介を市内小中学校へ配布したほか、「ごみ通信ちがさき」でマイバッグの積極的な利用について周知しました。また、生ごみ処理容器や生ごみ処理機について、環境フェア等のイベントで展示や効果の説明などを行いました。
5) 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくりは、本計画の成否に直結する。市民・事業者への低炭素型ライフスタイルの啓発が極めて重要である。具体的な啓発活動を整理、企画し、それらを本協議会として検討する必要があるだろう。また、温暖化対策は、あらゆる主体が協働して取り組まなければならない。しかし、実際には行政の各担当部署の実行力に委ねられているのが現状である。市域各分野の組織・団体と行政が一体となって推進する体制づくりの検討が必要であろう。	5) 普及啓発や連携・協働の仕組みづくりについては、2市1町で行っている湘南エコウェーブの環境バスツアーは市民から非常に人気があり、楽しみながら環境を学ぶ場になっております。また、環境学習についてもスクールエコアクションや出前授業を継続し、学校との連携を図っています。今後さらに各分野との連携を図るため、事業者や市民団体、学校が参加する環境フェア等のイベントを活用し協働・連携を図ることが出来ないか検討してまいります。
6) 本項目は、全体として、それぞれの施策の実施状況は具体的で分かりやすい。ただし、市民にとっては、自分が参加した活動がどのように地球温暖化防止に繋がっているかが必要な情報ではあるはずだ。こうした情報の提示方法にも工夫をして欲しい。	6) 引き続き市民の皆様に分かりやすい情報の提示方法を追求してまいります。

(2)27年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項

「市内全域の温暖化対策」を目指し、各関係者に方針が理解されるよう、表現と周知の工夫を続けてほしい。こうしてできるヨコのつながりが、対策を推進し、効果を発揮するはずである。 たとえば、緑の保全とヒートアイランド対策など、施策とその目的の関連が明確に表現されて伝われば、市民あがての協力可能性が高まるだろう。それゆえに、具体的な情報提供を心がけてもらいたい。 また、環境教育の対象を、市民・事業者・学校と順次広げ、多様な提案の機会を設けることが必要ではないだろうか。たとえば、温暖化防止セミナーを開催する、スクールエコアクションのテーマに地球温暖化対策を掲げる等、学習機会の拡大と関連づけをさらに強めるべきだと考えられる。 産業フェアやふれあいまつりなど、市内の多様なイベントに連動した情報提供もさらに充実させてほしい。
--

茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）



松浪コミュニティセンター外観



太陽光発電設備(10kW)



蓄電池(5.5kWh)



つつじ学園外観



太陽光発電設備(10kW)



蓄電池(10kWh)

※ 写真は GND 基金を活用し、太陽光発電設備と蓄電池を設置した松浪コミュニティセンターとつつじ学園
GND基金については 25 ページをご覧ください。

3 茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編)

(1) 温室効果ガスの削減目標

■計画期間及び削減目標

茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編)の計画期間は、平成25年度から平成32年度までの8年間とします。

基準年度	目標年度	温室効果ガス削減目標	
平成22年度 (2010年度)	平成32年度 (2020年度)	総排出量	20%削減
		市施設の事業活動による排出	15%削減
		一般廃棄物による排出	25%削減

■削減対象とする温室効果ガス

事業者としての市の取り組みにおいて削減対象となる温室効果ガスの種類と排出源は次の表のとおりです。

種類	主な排出源
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の焼却・電気の使用・一般廃棄物の焼却
メタン(CH ₄)	自動車の走行・下水の処理・一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行・下水の処理・一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用(廃棄)
パーフルオロカーボン(PFC)	現状排出なし
六フッ化硫黄(SF ₆)	庁舎等の変圧施設に設置されている電気機械器具の廃棄等

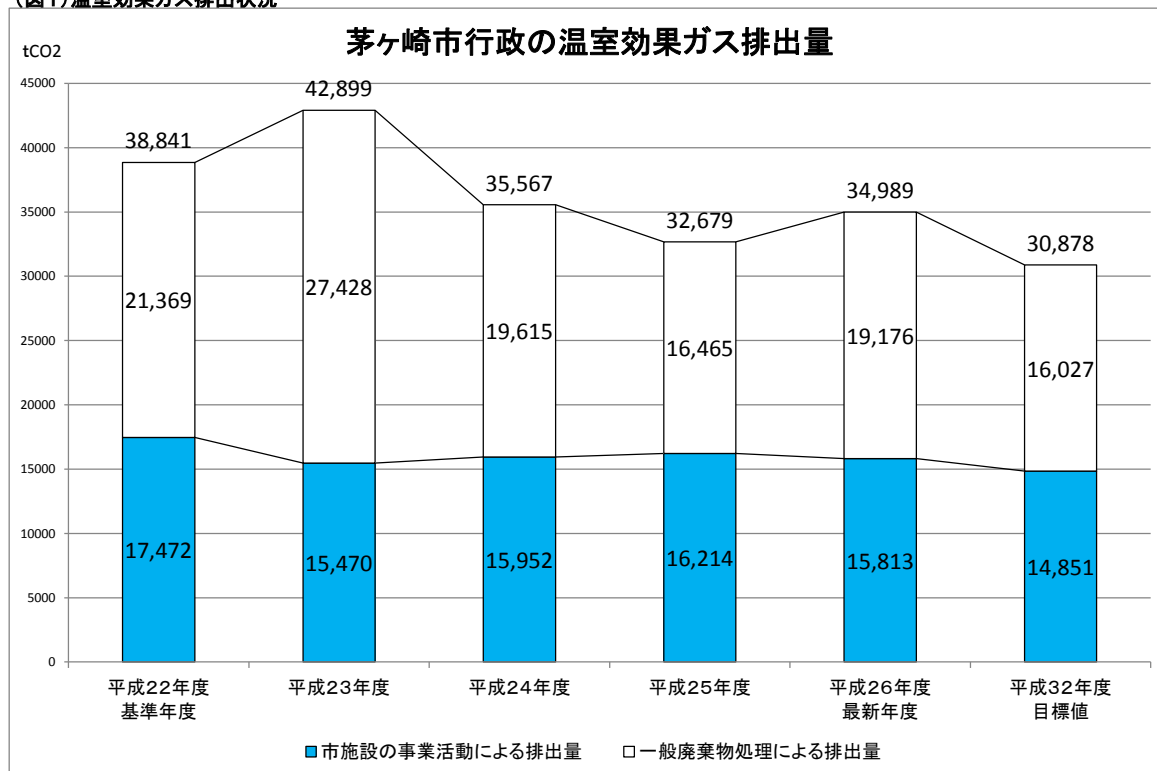
(2) 温室効果ガス排出状況

部門	基準年度 22年度	23年度	24年度	25年度	最新年度		目標値 32年度
					26年度	基準年度比	
市施設の事業活動 による排出量	17,472	15,470	15,952	16,214	15,813	-9.5%	14,851
二酸化炭素(CO ₂)	17,456	15,455	15,938	16,200	15,799	—	—
メタン(CH ₄)	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	—	—
一酸化二窒素(N ₂ O)	12	11	11	11	11	—	—
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	3	3	3	3	3	—	—
一般廃棄物処理 による排出量	21,369	27,428	19,615	16,465	19,176	-10.3%	16,027
二酸化炭素(CO ₂)	19,817	25,944	18,138	15,042	17,823	—	—
メタン(CH ₄)	316	264	320	297	254	—	—
一酸化二窒素(N ₂ O)	1,236	1,220	1,157	1,126	1,099	—	—
合計	38,841	42,898	35,567	32,679	34,989	-9.9%	30,878

※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある

※メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出量は、二酸化炭素排出量相当に換算しています。

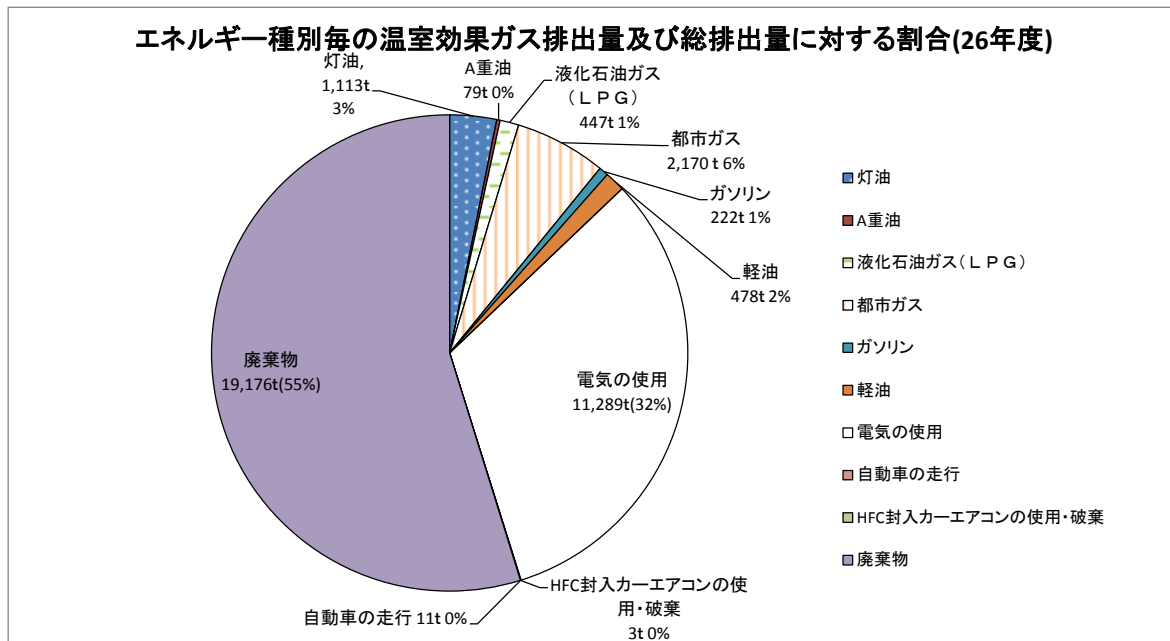
(図1) 温室効果ガス排出状況



(図2)エネルギー用途毎の温室効果ガス排出量

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
燃料の使用	4,797	4,836	4,807	4,801	4,510
灯油	1,111	1,144	1,141	1,167	1,113
A重油	79	64	75	103	79
液化石油ガス(LPG)	431	406	443	422	447
都市ガス	2,507	2,457	2,435	2,384	2,170
ガソリン	191	217	226	228	222
軽油	478	549	489	496	478
電気の使用	12,659	10,619	11,130	11,399	11,289
自動車の走行	12	12	11	11	11
HFC封入カーエアコンの使用・破棄	3	3	3	3	3
廃棄物	21,369	27,428	19,615	16,465	19,176
合計	38,841	42,898	35,567	32,679	34,989

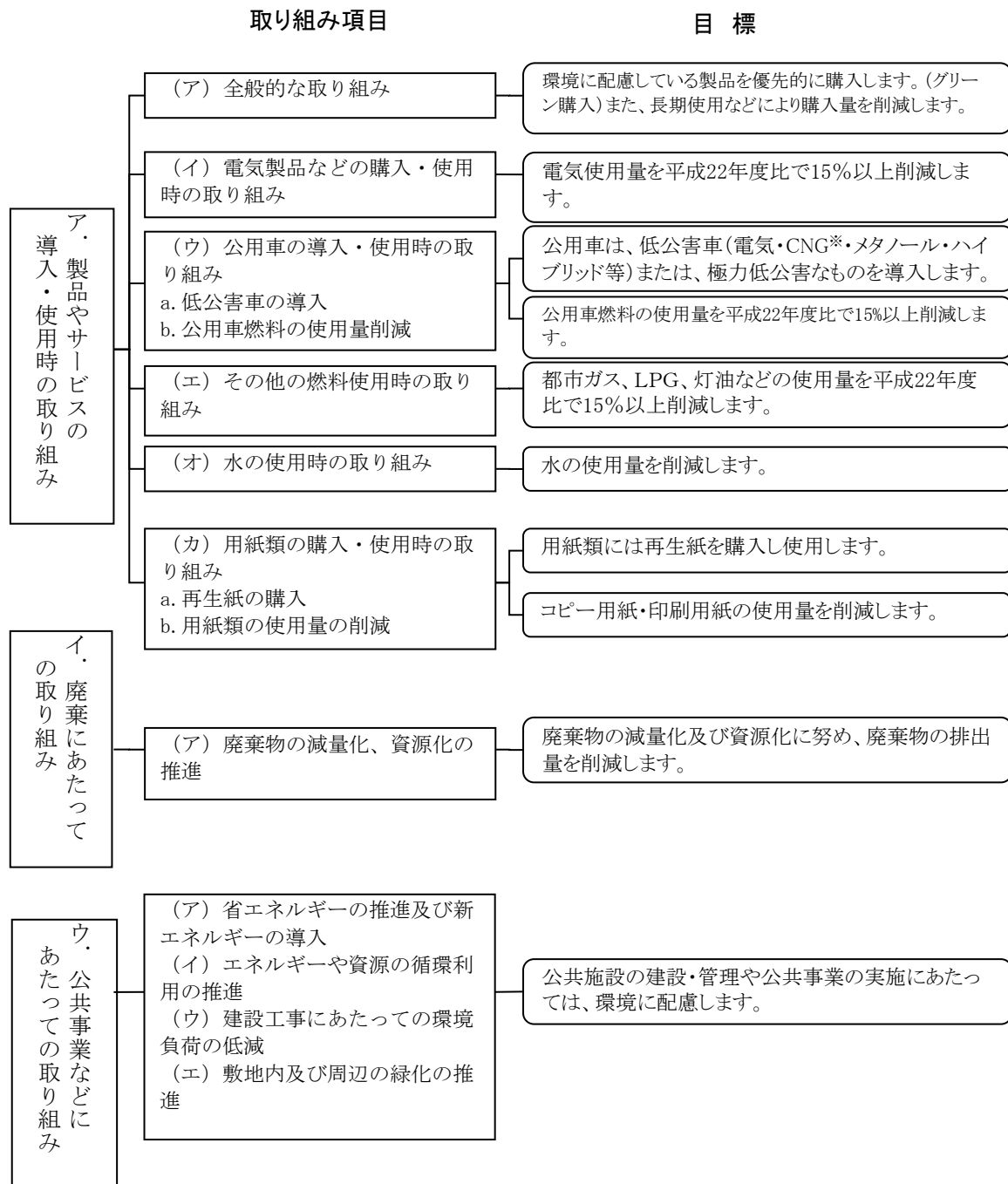
図3



■26年度の排出状況の特徴

- ・一事業者としての温室効果ガス排出量は34,989tとなり基準年度比で約9.9%の削減となりました。
- ・市施設の事業活動による温室効果ガス排出量は基準年度比約9.5%の削減となりました。削減要因としては、東日本大震災以後の蛍光灯の間引き及び省エネ意識の浸透により、主に電気の使用量が減少したことによるものと考えられます。
- ・燃料の使用、自動車の走行などによるものは市民生活の維持に必要な下水道処理施設の動力や緊急車両、清掃車両などの燃料に活用されているものが多く、飛躍的な削減は難しい状況です。
- ・市施設の事業活動による温室効果ガス排出の今後の対策としては、温室効果ガス排出量の割合からしても、引き続き節電を進めていくことが必要であるとともに、設備の入れ替えや更新時に省エネ性能の高い設備を導入することが必要です。
- ・一般廃棄物処理による温室効果ガス排出量については、基準年度比約10.3%の削減となりました。削減要因としては、平成24年度より開始されたプラごみやびん・かんなどの選別収集により、一般廃棄物として排出されていたものが資源物として排出されるようになったことによるものと考えられます。
- ・一般廃棄物の処理による温室効果ガスが前年度と比べ増加したことについては、焼却されるごみに含まれる水分量が減少したことにより、焼却ごみに含まれるプラスチックの量が増加したことによるものと考えられます。これについては、焼却されるごみの成分の影響を受けるもので、ごみの焼却量の減少と比例しない場合があるため、経過を観察する必要があります。
- ・一般廃棄物処理による温室効果ガス排出の今後の対策としては、引き続きごみと資源物の分別の呼びかけを行い意識の熟成を図るとともに、生ごみリサイクルのコンポストなど家庭や事業所で出来る取り組みを周知し、ごみの排出抑制を図ることが必要です。
- ・温室効果ガス排出量の削減目標に対しては、市の施設によるものについては省エネ法で求められる年1%の削減が進められれば達成できる見込みですが、一般廃棄物処理によるものについては単純に計算しても年約2.7%の水準を維持し続けなければならないと、ごみ排出抑制及び分別の取り組みを強化する必要があります。

(3)取り組み体系図



(4) 各取り組みの実施状況について

製品やサービスの導入・使用時の取り組み

・主な施設の電気使用量							単位: kWh
電気使用量	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	基準 年度比	構成比 (26年度)
市庁舎	2,556,240	1,981,776	1,997,712	2,061,144	2,019,098	-21%	14%
市立病院	5,804,016	5,185,752	5,064,239	4,999,682	5,063,142	-13%	35%
ごみ処理施設(※1)	696,385	554,466	596,553	896,933	559,505	-20%	4%
消防施設(※2)	600,310	498,178	479,148	479,339	469,364	-22%	3%
体育館(※3)	806,656	689,226	712,112	727,718	727,831	-10%	5%
文化会館	1,005,528	718,584	955,056	943,480	901,562	-10%	6%
保育園・児童クラブ	352,763	281,118	322,311	319,763	370,662	5%	3%
下水道処理施設	534,630	512,506	529,479	563,022	567,229	6%	4%
全使用量(※4)	14,737,029	13,964,662	14,386,793	14,737,029	14,472,704	-2%	

※1ごみ処理施設は、環境事業センター、最終処分場、資源物選別処理施設(23年度まで)を指す。

※2消防施設は、本署、各出張所、各分団器具置き場を指す。

※3体育館は、茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館(旧体育館)を指す。

※4全使用量はここに掲載していない施設も含めた全ての施設の合計値となります。

・公用車給油量

公用車給油量	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	基準年度比
軽油(L)	219,531	204,477	189,014	191,864	185,035	-16%
ガソリン(L)	90,783	92,731	96,527	97,767	61,311	-32%
計	310,313	297,209	285,541	289,631	246,346	-21%

・市役所本庁舎・分庁舎を始めとした市の施設45箇所において、26年10月1日より特定規模電気事業者(PPS)を導入しています。

・蛍光管防犯灯からLED防犯灯への交換を586灯を行い、新設工事によるLED防犯灯を80灯設置しました。

・空調機器の温度設定と輪番停止

市役所本庁舎及び分庁舎の空調温度設定を冷房28℃、暖房19℃とし、冷房は電力需要がピークとなる7月から9月の午後1時以降に各フロア15分単位の輪番停止を1日2回実施しました。

(4) 各取り組みの実施状況について

廃棄にあたっての取り組み

・学校給食残さ堆肥化事業

学校給食の食べ残しや調理くずを堆肥化して生ごみの減量化を図っています。堆肥化した学校給食は、浜之郷小学校が5,900kg、緑が浜小学校が1,590kg、鶴が台小学校が2,016kgで合計9,506kgでした。また、給食残さを使ったぼかし堆肥を作り、その堆肥を使って栽培した農作物を市内小学校3校の学校給食へ提供しました。

公共事業にあたっての取り組み

・松浪コミュニティセンター及びつつじ学園に太陽光発電設備及び蓄電池を導入しました。(設置写真は41ページ参照)

・松浪コミュニティセンター及び茅ヶ崎ゆかりの人物館にLED照明を導入し、コミュニティセンター湘南及び環境事業センターの照明の一部をLEDに更新しました。

・浜須賀中学校に新たに1基雨水貯留タンクを設置しました。

・市内の全公民館(6箇所)を始め、小出支所、勤労市民会館など、合計24の公共施設で緑のカーテンを実施しました。

・エコ管理賞を実施

市の施設を管理する指定管理者の環境に配慮した取り組みを表彰する「エコ管理賞」を実施しました。表彰の対象となった主な施設とその取り組みは以下のとおりです。

【茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団(文化会館指定管理者)】

近年の消費電力量推移を委託業者と分析し、契約者である市へ契約電力量の変更を提言。その結果、契約電力量を50kW減らすことに成功し、月額基本料約85,000円の経費節減に成功した。

【鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会(鶴嶺東コミュニティセンター指定管理者)】

予約利用団体の参加者を把握し、入館、退館時間にあわせてエレベーターを稼働させることに変更した。個人来館者については受付窓口にて臨機に対応。

【社会福祉法人慶寿会(松林ケアセンター指定管理者)】

施設内に「節水装置」を24カ所導入、使用感を従前とさほど変えずに1年で12.3%節水に成功。年187,000円の節約にもつながった。

【浜須賀会館管理運営委員会(浜須賀会館指定管理者)】

電気使用量等の管理表を作成し、毎月の消費電力量を把握しながら使用量に注意している。

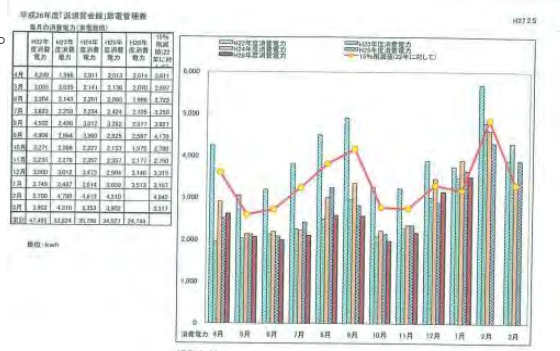


エコ管理賞受賞施設代表者のみなさん



雨水貯留タンク

屋根に降った雨水を一時的に貯留することにより、短時間に河川や水路に大量の雨水が流出することを抑制するとともに、草木への散水等に利用することにより地下水の涵養と節水への対策を兼ね備えています。



浜須賀会館の電気使用量管理表

■茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編)全般に対する協議会指摘事項

(1)26年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項とそれに対する市の対応状況

26年度の指摘事項	それに対する市の対応状況
1) 事務事業編の主旨として、市の実績とそれに対する評価の報告は、これで十分であると感じられる。その中でできる限り、茅ヶ崎市の努力が表現されればなお望ましいのではないだろうか。 温室効果ガス排出量の状況として、次の点を強調するべきだ。まず、実質的な行政の事業活動での基準年度比排出量削減は7%であったこと、全体の排出量が16%削減できたのは市民から出される焼却廃棄物が減少したためであること、そして、この市民の協力により焼却時に発生するCO2排出量が22.9%削減したためであること、この3点である。	1) 温室効果ガス排出量の状況について、市施設と廃棄物処理に係るもののそれぞれについて、削減率を掲載し、それに対する要因などを記載することで、それぞれの温室効果ガス削減率と削減の要因がわかるよう工夫しました。
2) 茅ヶ崎市庁舎電力使用量の削減は経年的に見ると限界に達していると思われる。新庁舎建設にあたり省エネ、再生エネルギー使用を駆使した設備を導入して欲しい。また、市庁舎以外の施設ではエネルギー使用量の削減、電気使用量削減、省エネに向けてのきめ細かい対応が必要である。専門的なエネルギー診断員や節電・省エネアドバイザー、使用者側の意見を聴取して推進してほしい。さらに、今後の取り組みの視点として、生ゴミのたい肥化の促進や民間での取り組みを吸収できる仕組みの取り入れなどが必要ではないだろうか。	2) 公共施設への太陽光発電設備の設置については、26年度に新たに2箇所設置しました。今後も施設の立替え等の機会を捉え、関係課への設置の働きかけを行ってまいります。 また、市の施設におけるエネルギー使用量の削減に向けた対策として、毎年1回実施している茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)外部監査で実施する訪問監査において対象施設の設備の維持管理やエネルギー使用量削減に向けた運用のアドバイスなどをいただいております。
3) 報告書についても公用車の給油量の増減内容や削減対象の温室効果ガスの記載の代わりに、温室効果ガス削減対象となる施設を記載するとより分かりやすいのではないかと。市民に対し省エネルギーを勧める茅ヶ崎市として、自らの取り組みや成果を積極的に公開する姿勢は大変良いことに思う。市民は特に、行政の中身が見えにくく、分かりにくいいためこの努力を継続して欲しい。	3) 温室効果ガス排出削減対象となる主要な施設について、電気使用量とともに記載しました。

(2)27年度の温暖化対策推進協議会からの指摘事項

毎年、市としての取り組みは徹底され、しっかりした対策が実施されていると考えられる。しかし、行政の取り組みは市民からの注目も大きいと考えられ継続的な徹底が求められるため職員の環境意識向上などの研修も含め、教育的な対応が今後必要である。 あわせて、市の省エネ活動をもっと発信すべきではないだろうか。行政関連施設における電気使用量の削減が効果的な対策と結びついた結果であれば、公表により市内の温室効果ガス削減を促すことにもつながる。これにエコネットを活用すれば、市民や事業者への事例紹介として注目され、温暖化対策が推進し、エコネットの評価を高めることにもなるだろう。 新市庁舎完成後、その削減効果は期待できる。次年度以降、環境負荷削減の基準値及び目標値を公表してほしい。

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画
年次報告書（平成 27 年度版）に対する答申

平成 28 年 2 月 19 日

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会

はじめに

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画に関し、本協議会はその評価のための審議を実施して参りました。2015(平成 27)年度は、前年度の審議・答申作成を踏まえつつ、特に、計画内容に進捗が見られるかに注目してきました。また、昨年度の評価をもとに、計画の部分的な見直しも検討に含みました。とりわけ、「ちがさきエコネット」事業に関連する項目は、その見直しの中心となりました。

こうしてとりまとめた本答申は、協議会コメントを中心に構成されています。計画が実質的な意味を持ち、茅ヶ崎市にて温暖化防止の仕組みがより良く成立するためにも、この指摘を行政プロセスに役立てていただきたく思います。

諮問内容にもとづき、本委員会がまとめた指摘事項は、以下の 7 項目です。

1. 茅ヶ崎市の温室効果ガス排出状況について(年次報告書 4 ページ)
2. 優先的に取り組む施策Ⅰについて(同 12～16 ページ)
3. 優先的に取り組む施策Ⅱについて(同 18～23 ページ)
4. 優先的に取り組む施策Ⅲについて(同 25～31 ページ)
5. その他施策の実施状況について(同 33～39 ページ)
6. 茅ヶ崎市行政への取り組みについて(同 42～46 ページ)
7. 年次報告書全般について

実行計画の確実な遂行、施策展開のために、本協議会指摘事項の主要な論点を挙げます。

- 1) 適切な予算配分による本計画の着実な遂行と継続的な実施
- 2) 市民にとってわかりやすく、使いやすく、正確な基礎情報の公開
- 3) 市民にしっかり伝わるメッセージを用意する工夫(進捗状況などの公表)
- 4) 評価結果の反映と次年度に向けた見直し(位置づけ)の制度化
- 5) 庁内の機能性の高い体制の強化とそのもとでの計画遂行
- 6) 本計画に基づく施策遂行サイクルの徹底と関連施策も含む施策の実施

これらを、諮問に対する単なる返答と扱うのではなく、各コメントに対する市の対応結果がわかるようにして下さい。そして、市長のイニシアティブを発揮し、その役割の実行とともに、本計画が成果を上げるようにして下さい。このような意見(情報)の循環が、市長や市職員と本協議会との良好なコミュニケーションに結実することを強く希望します。

平成 28 年 2 月

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会 会長 山田 修嗣

1.茅ヶ崎市の温室効果ガス排出量について

報告書において、市域の排出量データの公表と、そのわかりやすい表示という配慮は、大切なことである。こうした資料により、市民、事業者等に対して、重要な温暖化防止のアピールにつながるものと考えられる。今後も、データの公表を継続すべきである。

そして、温室効果ガスの排出削減をさらに進めるべく、具体的な対策・施策につながるよう、担当課によるデータ分析を徹底してもらいたい。

今後は、部門別の排出状況にあわせた部門別の対応とその現状報告にとどまらず、一步踏みこんだ解釈の提示や解説を要するだろう。表やグラフについても、さらに詳しく、わかりやすい書き方を希望する。したがって、データ把握から排出状況の特定、そして対策へという仕組みを、早急に構築すべきではないだろうか。

2.優先的に取り組む施策Ⅰについて

エコネットの構築が、協議会の審議に基づいて設計され、市、認定 NPO 法人湘南ふじさわシニアネットとの協働でできあがった点は評価に値する。今後もエコネットによる周知活動を徹底し、情報を継続的に発信して、市民のエコ・ネットワーク化を進めるべきであろう。

あわせて、エコネット構築の目的でもある情報開示の確実性、その前提となる適切な情報や市民意見の収集を大いに期待する。

「エコファミリー」の登録促進は改善の余地が大きい。参加者となる市民に対して、普及活動を徹底し、登録意欲を促進するインセンティブの設定や、ロコミ実績につながる対策を実施すべきだと考えられる。

こうした検討は協議会も望んでおり、担当課との継続した話し合いを希望する。

3.優先的に取り組む施策Ⅱについて

事業者向けエコネットの準備作業が目標スケジュール通り完了したことは評価できる。

今後、本施策の慎重な検討とともに、事業者へのさらなる普及活動や参加促進策が求められる。

エコネット内のコンテンツの充実は、エコネット活用のために有意義である。それだけに、ますます、タイムリーに情報を提供する方法が検討されるべきであろう。

とりわけ、小規模事業者は、経営との接点が見つけにくいために温暖化対策に躊躇する場合がある。したがって、温暖化対策や省エネは、経営の効率化につながる取り組みでもあるという説明が求められる。

それには、市内の関係団体や本協議会とともに検討した、普及活動が必要となると思われる。

4.優先的に取り組む施策Ⅲについて

本施策に関係する地域での取り組みは、市の有効な誘導がいつそう必要であると考えられる。

低炭素型まちづくり推進のために、今後も積極的に取り組んでいくべきであろう。

また、本施策に関連する情報を、わかりやすく伝える方法について、さらなる検討を望む。

特に、市民・事業者・行政が相互に連携して推進する温暖化対策は不可欠であり、その準備のための諸施策の理解、普及がさらに望まれる。

予算が必要なものについては、計画上、きっちり予算化してほしい。たとえば、省エネルギー、再生可能エネルギー、自家発電に関する設備導入には、今後も補助金施策が有効であり、市民レベルの温暖化防止活動に大きな効果が期待できるため、継続的に実施をしてほしい。

5. その他施策の実施状況について

「市内全域の温暖化対策」を目指し、各関係者に方針が理解されるよう、表現と周知の工夫を続けてほしい。こうしてできるヨコのつながりが、対策を推進し、効果を発揮するはずである。

たとえば、緑の保全とヒートアイランド対策など、施策とその目的の関連が明確に表現されて伝われば、市民あがての協力可能性が高まるだろう。それゆえに、具体的な情報提供を心がけてもらいたい。

また、環境教育の対象を、市民・事業者・学校と順次広げ、多様な提案の機会を設けることが必要ではないだろうか。

たとえば、温暖化防止セミナーを開催する、スクールエコアクションのテーマに地球温暖化対策を掲げる等、学習機会の拡大と関連づけをさらに強めるべきだと考えられる。

産業フェアやふれあいまつりなど、市内の多様なイベントに連動した情報提供もさらに充実させてほしい。

6. 茅ヶ崎市行政への取り組みについて

毎年、市としての取り組みは徹底され、しっかりした対策が実施されていると考えられる。しかし、行政の取り組みは市民からの注目も大きいと考えられ継続的な徹底が求められるため職員の環境意識向上などの研修も含め、教育的な対応が今後必要である。

あわせて、市の省エネ活動をもっと発信すべきではないだろうか。行政関連施設における電気使用量の削減が効果的な対策と結びついた結果であれば、公表により市内の温室効果ガス削減を促すことにもつながる。これにエコネットを活用すれば、市民や事業者への事例紹介として注目され、温暖化対策が推進し、エコネットの評価を高めることにもなるだろう。

新市庁舎完成後、その削減効果は期待できる。次年度以降、環境負荷削減の基準値及び目標値を公表してほしい。

7. 年次報告書全般について

報告書全体にページ数が多く圧縮も望まれるが、正確な表記を目指せばこの分量が適当なのかもしれない。どの項目が重要なトピックなのか、読む人にわかりやすく、興味を持てるような編集を希望する。特に、正確なデータによる事実の公表と市の評価が大切ではないか、また、温暖化の

意識づけをし、行動を促す書き方の工夫で、さらに本書の充実が見られるはずである。

施策の実態を見ることが難しい市民にとっては、各項目の実際の様子がイメージしにくい。報告書は報告が主旨であれば、施策の実態を見てもらう別の工夫も必要だろう。たとえば、施策実施状況の説明会や現地見学会などが検討できないだろうか。そうすれば、市民(協議会メンバーも)が市の温暖化対策の取り組みについて知ることができ、学ぶこともできるはずである。

項目によっては、該当する年度がわかりにくい表現となっている。実施時期と公表時期をともに考慮して、適切な記載を心がけてもらいたい。

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画
年次報告書 平成 27 年度版

平成 28 年(2016 年)3 月発行

発行部数 150 部

発行 茅ヶ崎市

編集 環境部環境政策課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電 話 0467(82)1111

F A X 0467(57)8388

E-Mail kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携 帯 サ イ ト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト
QRコード

